

平成 2 2 年玉村町議会第 4 回定例会会議録第 2 号

平成 2 2 年 1 2 月 3 日 (金曜日)

議事日程 第 2 号

平成 2 2 年 1 2 月 3 日 (金曜日) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	島田 榮一 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	浅見 武志 君	14番	石川 眞男 君
15番	三友 美恵子 君	16番	宇津木 治宣 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副 町 長	横堀 憲司 君
教 育 長	新井 道憲 君	総務課長	重田 正典 君
税 務 課 長	新井 淳一 君	健康福祉課長	松本 恭明 君
子ども育成課長	筑井 俊光 君	住 民 課 長	井野 成美 君
生活環境安全課長	高橋 雅之 君	経済産業課長	高井 弘仁 君
都市建設課長	横堀 徳寿 君	上下水道課長	原 幸弘 君
会計管理者兼会計課長	小林 訓 君	学校教育課長	大島 俊秀 君
生涯学習課長	川端 秀信 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	佐藤 千尋	庶務係長兼 議事調査係長	石関 清貴
主 査	関根 聡子		

○開 議

午前9時開議

議長（宇津木治宣君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第1 一般質問

議長（宇津木治宣君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

初めに、5番齊藤嘉和議員の発言を許します。

〔5番 齊藤嘉和君登壇〕

5番（齊藤嘉和君） おはようございます。5番齊藤嘉和でございます。通告に従いまして3項目の一般質問をこれからさせていただきます。

まず1点目の質問で、民生児童委員の改選に当たって質問をさせていただきます。本年は民生児童委員の改選の年であり、去る12月1日より新しい委員の任期が始まりました。

去る7月には、都内でミイラ化した、生きていれば111歳の男性が発見されております。このきっかけになったのは、地域の民生委員の機転によるものでありました。また、世代の高齢化に伴って地域の窓口としての役割が大きくなっているのが現状だと思います。

一方、不登校、ひきこもり、児童虐待など子供を取り巻く問題が多様化する中、児童委員としての期待も高まっております。こうした状況の中、委員になられた方には大きな期待が寄せられることと思います。そこで4点について質問をしたいと思います。

選出基準、役割の重要性、具体的仕事の内容について。

2つ目、民生児童委員の活動と実態について。

3点目、委員が活動しやすい環境づくりをどう進めているか。

4つ目、主任児童委員の役割と活動実態について、この4点についてお伺いをいたします。

2項目めの質問です。22年産米の不作と国のTPP交渉についてお伺いをいたします。ことしの夏の猛暑はさまざまなところに影響を与えました。町においても稲作農家では戦後3番目と言われる米の不作、減収を招きました。作況指数は70で、予想収穫量は342キロと発表されております。

農家は収量減、品質の低下、販売価格の値下がりのトリプルパンチに見舞われております。農業共済においても収量減の補てんだけでなく、品質低下による減収も補償しようとしております。県では、県農漁業災害対策特別措置条例の適用を決め、対策に乗り出しました。県内の自治体でも救済の動きが出ております。そこで3点についてお聞きをいたします。

町はこの事態にどう対処するか。

農業共済の進捗状況はどの程度になっているか。

農協と今後の対策を考えるべきと思うが、いかがかについてお伺いをします。

次に、T P P環太平洋経済連携協定についてお聞きをします。最近急浮上し、国をはじめ各地でさまざまな議論を呼んでおります。経済界を中心とする積極推進論、一方、1次産業従事者や農業団体を中心とした反対論や慎重論、T P P参加で貿易自由化が進めば国産の米で90%、小麦で99%、そして牛肉であっては79%減ると言われております。土地利用型農業で米麦主体の当町でも重大な影響が想定されるところであります。こうした状況を町はどう考え対処しようとしているか、お聞きをいたします。

3点目、小学校での英語必修化についてお聞きをいたします。平成23年度以降、文部科学省の学習指導要領の改訂に伴い、小中学校で一部授業内容が変わると言われております。来年平成23年度からは、小学校高学年に英語の科目が必修化されると言われております。現在はA L Tの2名が5つの小学校を巡回しており、総合的な学習の時間の中に位置づけられておるわけであり、担任の英語力によっては教え方が均一でなく、児童の習得レベルもばらばらになるのではないかとということも考えられます。そこで、必修化に向けた準備態勢はどうなっているか。

2つ目、指導する先生の英語力はどうか。

3つ目、指導する先生とA L Tとのかかわり合いはどうかについてお聞きをしたいと思います。以上で1回目の質問を終わります。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） おはようございます。5番齊藤嘉和議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、民生委員児童委員の改選に当たっての質問にお答えいたします。民生委員は、民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の推進に努めることを任務としており、市町村の地区に配置された民間ボランティアとされています。

それでは初めに、選出基準と活動内容についてお答えいたします。民生委員は、民生委員法第3条によって市町村に設置が定められ、各地区の区長さんより推薦のあった候補者について、市町村の民生委員推薦会、都道府県知事の推薦を経て、厚生労働大臣がこれを委嘱します。また、児童福祉法第16条により、児童委員を兼ねることになっています。任期は3年で、配置基準につきましては市町村の規模によって決められています。例えば町村では、70世帯から200世帯ごとに1人、人口10万人未満の市では、120世帯から280世帯ごとに1人ということです。また、中核市及び人口10万以上の市では、170世帯から360世帯ごとに1人となっているという状況でございます。

では、玉村町について申し上げます。玉村町には、現在54人の民生委員児童委員と申していますが、これからはこの民生委員という言葉で置きかえていき、民生児童委員と申してまいりたいと思っております。

すけれども、民生委員がおります。その中には児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員が3名、厚生労働大臣により指名されています。この54人で民生委員児童委員協議会、いわゆる民児協を組織しています。民児協は毎月1回以上の定例会のほか、女性部会、自立支援部会、地域福祉部会、子ども福祉部会の部会があり、それぞれの部会長を中心に研修会や勉強会を実施しているということでございます。

民児協全体の年間事業としては、ひとり暮らしの高齢者の安否確認のため、毎月実施している「お元気ですか訪問」や65歳以上ひとり暮らし高齢者の調査、敬老祝金の配付、施設入所者調査、歳末助け合い該当者調査、次年度ダイヤモンド婚・金婚祝い該当者の調査、就学援助の聞き取り調査、紙おむつ支給事業等、多くの調査や事業を実施しております。

また、日ごろの活動の中で、援助を必要とする人がその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、生活に関する相談に応じ、助言や福祉サービス利用のための情報提供、さらには行政へのパイプ役として地区において非常に重要な役割を担っていただいております。

次に、齊藤議員のほうから委員が活動しやすい環境づくりはどう進めているかという質問がございましたので、お答えいたします。民児協では、年に数回事例検討会を実施しています。活動の悩みや困難事例について意見交換をし、民生委員個人が悩みを抱え込まないように解決策をまとめています。また、民生委員の活動に必要な知識を身につけるため、さまざまな研修会を実施しています。主なものとしては、介護保険制度、成年後見制度、生活保護制度などの研修が主体でございます。

それから、先月、これは11月でございます、区長会の正副会長さんに民児協の定例会に出席をいただいております。民生委員の活動内容を知っていただき、行政と地区が連携し、委員活動を支える体制づくりをしたいと考えております。この中で区長さんのほうから、民生委員さんの仕事は大変だということで、区長会としても区長としても全力でこの民生委員の仕事を応援したいという、そういう発言がありました。

最後に、主任児童委員の役割と活動実態はについてお答えいたします。冒頭でも申し上げたように、児童委員の中でも児童福祉問題を専門に担当するのが主任児童委員です。主任児童委員は、保育所や児童館を訪問し、子供やその保護者と交流し、孤立しがちな保護者の相談に乗り、必要な支援を行っています。また、さまざまな機関や団体と連携し、児童虐待の早期発見や見守りを行っているのが主任児童委員でございます。

次に、22年産米の不作について、町はこの事態にどう対処しているかについてお答えいたします。齊藤議員がご指摘されたとおり、ことしの夏の猛暑は特に8月中下旬から9月初旬にかけての高温が続き、ちょうど本町水稻の主力品種でありますゴロピカリの出穂時期、これ穂が出るときですね、と重なったため、特にゴロピカリの品質低下が激しかった大きな要因となってしまったようであります。

また、日本はもとより、地球規模の温暖化によって、米の生産地が北上している等の話も取りざたされている状況もありまして、夏の高温による当町の本年度水稻全体の減収も今後とも心配されるこ

と思われます。

それに加え、米価の下落が本年、特に進んでしまっていることが報道されておりまして、全国的な傾向と考えております。これは、政府の新たな政策であります米の戸別所得補償制度の導入がきっかけとなったことは否めませんが、根本的には米の消費量の減少がとまらないところに原因があると思われます。

齊藤議員ご指摘のとおり、まさにトリプルパンチとなって、稲作農家の経営を圧迫している大変な状況であると認識をしているわけであります。この状況に対しまして早急な対策として、まずゴロピカリの品質低下については、県及び関係機関による被害程度調査結果を踏まえ、町として県に対し気象災害の発生報告を行い、ゴロピカリ作付面積の全部、これは約322ヘクタールあります、分を被害面積として確定し、確定報告を行ったところであります。その結果を受け、群馬県としましては災害条例を適用させる方針となったところでございます。具体的には、被害対象となった水稻、これゴロピカリでございます、ゴロピカリの栽培面積に対し、10アール当たり2,900円を農家へ支給することとし、そのうち3分の2に当たる10アール当たり約2,000円を県が負担し、残り10アール当たり約1,000円ですね、1,000円を町が負担することとなっております。

さらに、町単独事業としましてゴロピカリにつきましては、10アール当たり1,000円を追加で交付するとともに、ゴロピカリ以外の品種につきましても10アール当たり1,000円を交付する案を補正予算で計上させていただきました。

米の価格下落に対する対応ですが、県のゴロピカリ消費拡大緊急対策事業を導入いたしまして、過日開催されました町の産業祭において、ゴロピカリの無料配布、試食販売ブースの設置を行い、PR活動を行っているところであります。また、学校給食への利用促進や関係する職場の方々へのゴロピカリ購入希望を呼びかけるなど、できる限りの対策を推進しているところであります。

以上のように緊急の対応に加えて、今後も視野に入れた対策を県やJAなど関係機関と検討してまいりたいと考えております。その一つには、水稻品種の検討が考えられます。JAでも既にゴロピカりに偏り過ぎた作付の状態について、来年度以降順次見直しをすることを念頭に、その方法を検討しつつあります。もちろん実際の農業者の方々のご意見やご理解をいただかなければ、スムーズな移行はできないことでもありますので、多くの皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

また、消費拡大への取り組みですが、以前より進めております地産地消の輪をより充実させることの必要性を今回の契機により強く実感した次第であります。町としましては、せっかくの地場産のお米を広くPRし、地元で消費、販売できる仕組みづくりにつなげたいと思っているところであります。

次に、農業共済の作業の進捗状況についてお答えいたします。22年産米の不作に対しまして、農業共済においても収穫減の補償だけでなく、品質低下による減収も補償対象にしようとして検討している状況について、群馬県農業共済組合の事務局に確認をいたしました。

まず、現在加入いただいている水稻共済の一筆方式では、収量補償が原則のため、品質及び検査等

級の低下について、共済金支払いの対象とはならないことが通常ではありますが、今年度のような高温障害等による被害が広範囲に発生し、さらに収穫した玄米が大量に規格外となった場合に限り、農林水産省の承認を得て、規格外の一定の量を特別に減収量とする「損害評価の特例措置」を講ずる場合があるとのことでもあります。

こうしたことから、今年度の場合、共済細目書上でゴロピカリを作付している加入者へ被害申告に対する注意喚起をし、被害申告を取りまとめ、損害評価を行ったところであります。

現在、その結果をもとに国への品質低下による特例措置を申請中とのことでありまして、今後国が特例措置を講ずるかについては、国の判断を待つこととなるそうであります。今後の農業共済の経過については、町としても注意を払って対応してまいりたいと思っております。

次に、国のＴＰＰ交渉に関してのご質問ですが、齊藤議員がご指摘されるとおり、特に米や小麦などＴＰＰに参加する環太平洋の国々との規模や価格の格差が大きい品目について、現在のままの状況を放置してＴＰＰへ参加した場合、大きな影響が想定されることは承知をしております。過日の産業祭式典での来賓として出席されました衆議院議員の民主党、石関貴史さんのお話の中でも、ＴＰＰをめぐる国のかじ取りについて、今早々に決めるべき内容ではないのご意見がございました。

また、ＪＡからは農業者の総意として、ＴＰＰへの参加反対の要望書も受け取っておるところでございます。

町としましては、このような状況をしっかりと認識するとともに、町にしっかりと根づいた産業としての農業の維持発展を目指し、緑の田園都市を守っていく基本的な姿勢に沿って対応してまいりたいと考えております。そのためには議員をはじめ多くの方々のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

３番目の小学校での英語必修化については、教育長のほうから回答させていただきます。

議長（宇津木治宣君） 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

教育長（新井道憲君） ３番目の小学校での英語必修化につきましてお答え申し上げます。

議員さんご指摘のとおり、平成２３年度より新学習指導要領が完全実施となります。その中で小学校５、６年生に年間３５時間、週１時間の割合ですが、外国語活動を実施することになります。

ご質問の必修化に向けた準備態勢につきましては、玉村町では平成２１年度より全小学校５、６年生で外国語活動を既に実施しているところでもあります。平成２１年、２２年度は、新学習指導要領への移行期間と位置づけられ、準備の整ったところから外国語活動を前倒しで実施してよいということになっているわけです。

玉村町では平成１５年度から準備を進め、平成１８年、１９年度には群馬県より外国語活動の「モデル地域推進事業」の指定を受け、東京外語大の教授を招き、教員の研修を重ねたり、実際の授業で活用できる「活動プラン」を作成したりして、本格実施に備えてきたところであります。平成２０年

度までは「総合的な学習の時間」の国際理解領域の一環として外国語活動を取り入れてきましたが、準備が整ったため、21年度より本格的に全小学校で外国語活動を開始しているところです。

外国語活動の目標は、大きく3つございます。1つは、言語や文化について体験的に理解を深めること。2つ目が、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てること。そして、3つ目が、外国語の音声や基本的な表現になれ親しむこと。これらを踏まえた活動を通して、中学校の外国語活動の学習につながるコミュニケーション能力の素地を養うことにあるわけです。

次に、指導する先生とALTのかかわり等についてお答えいたします。小学校英語活動について今指導する教師に求められているのは、英語を話すモデルになることではなく、英語を学ぶ学習者のモデルになるということです。たとえ発音がおぼつかなくても、積極的に英語を使ったり、身ぶり手ぶりを交えてALTとコミュニケーションをとろうとしたりする姿こそが、子供たちのモデルとなり、「自分も英語を使ってみようかな」という意欲につながると考えられます。

玉村町では小学校担当のALTが2名配置されております。そのALTが各小学校に週1回ずつ訪問し、指導に当たっているところであります。授業をつくり、そして進めるのは担任の先生で、ALTはその補助をすることになります。ALTも研修を重ねてきており、町で作成した活動プランや文部科学省から発行されている「英語ノート」を活用して授業をつくっていますので、ALTも活動の意図や流れを理解していると考えております。授業における担任とのかかわりもおおむね順調であると認識しております。

各小学校では、外国語活動の目標を達成するために、中核となって外国語活動を推進する教員を中心に基本的な考え方や指導法、英語表現等について30時間の研修をすることになっているわけです。また、校内研修の一環として外国語活動の授業を見合い、研究会をして指導力向上に努めているところでもあります。5、6年生の担任だけでなく全教員で共通理解をしながら進めていくことも必要だと考えております。

何はともあれ、子供たちの英語への関心を高め、「よしやってみよう」という気持ちを育て、みんなとともに楽しく取り組めるようにしていくことが最も重要視されなくてはならないと考えているところであります。よろしく申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 引き続き自席より質問を行わせていただきます。

1点目の民生委員さんの関係なのですけれども、今年度切りかわった51名の新旧の内訳と伺いますか、どんな状況かひとつそれをお聞きします。

議長（宇津木治宣君） 松本健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） 民生委員さん51名のほかに、40名を超える委員がいるところに

については主任児童委員3名を設けなさいというような条例ございますので、全部で54名おります。54名中新任が41名、再任が13名、率にしますと新任で76%、残ってくれた人が24%というような状況でした。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） いろいろ我々のところにも民生委員さんの仕事は大変だよとか、いろんな情報が伝わってきます。そして、何かことは大分かわる人が多いのだよというふうな話も聞いておりました。そして、今聞いてみると、結果が本当に76%ですか、4人に1人しか残っていない、そんな感じかと思えます。

そこで、先ほど答弁書の中にも正副区長さんと一緒に民児協の定例会に参加してもらうような話が盛り込まれていたようですけれども、それは私も大変結構なことだと思うのですよね。どうもやっぱり民生委員さんというのは、なかなか個人情報の今のうるさくなった状況ですとか、いろんな問題でなかなか人と相談できない。そういう中でひとつ地域の区長さんに相談役的な立場になってもらって、悩みもまた相談を共有するようなことができれば、少し肩の荷がおりるといふか、少し大変という言葉を使う機会が少なく済むのではないかなと、そんなふうに思うのですけれども、今のその区長会との関連ではもう少し具体的に課長のほうからわかったらお願いします。

議長（宇津木治宣君） 松本課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） 実は7月ごろに民生委員さんの推薦を区長さんをお願いしたところなのですけれども、民生委員の仕事はどんなことをしているのだという、民生委員の仕事がわからないと民生委員さんをお願いできないよというようなことで、非常に区長さんも民生委員さんを選ぶのに大変苦労したわけでございます。そうした中で、民生委員さんはこんな大変な仕事を担っているのかというようなことで、区長さんもわかっていただきまして、この11月の民生委員の定例会というのは毎月1回やっているのですけれども、正副会長さんにその定例会に出席していただきまして、これから民生委員さんの抱える問題とかその辺のところを民生委員個人で抱え込まないように、区長さんとか行政と連携をしながらやっていきたいと思いますというようなことで民生委員さんの仕事の軽減というのですかね、図っているところでございます。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） そこで、町長に伺うのですけれども、町長は民生委員の会議って出席状況といますか、どの程度今までは。これで任期がかわったから、新メンバーさんとの第1回目の会議は当然出るかと思えますけれども、今までのその1年間を振り返ったときには何回ぐらいその定例会に出席していたかお願いいたします。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 通常の定例会は出席はしておりません。特別な役員さんがかわったとか、新しい問題が起きたときは、健康福祉課のほうから要請されて出席をしております。ですけれども、毎月行われている定例会の出席は現在はしておりません。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） その毎月1回というのは、町長も大変忙しい公務の中で毎月1回というのは大変、縛られる面も多いかと思えますけれども、やっぱり私は不定期でもいいですから、都合のつく月、少なくとも3カ月に1遍程度は町長も先ほどの区長会のほうからも今度出るといふうな話の中で、やっぱり町長も出てくれて民生委員さんの生の悩み事、相談事、そういったことを聞いてもらえば、また民生委員さんも「あ、町長も来てくれるんだ。自分たちの聞いてくれるんだ」、やっぱり仕事への張り合いといいますか、やりがいもわこうかと思うので、ぜひそこら辺は前向きに新規の問題が発生だとかなくても、3カ月に1遍程度出て民生委員さんとの交流といいますか、会議に出ただけならと思いますが、もう一度町長にお伺いいたします。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 時代が変わりまして、本当に民生委員さんの範囲というのが広がったというよりは、仕事の量というのは前と同じなのですけれども、その中身の各個人個人の地域における民生委員さんをお願いするような事柄というのですか、悩みというのか、すごく量が多くなりました。本当に大変だということも量が非常に多くなったということですね。今のこの時代でございますので、悩みのない人はいないという、そういう現実でございます。そういう中で高齢化社会、少子化高齢化社会ということで、民生委員さんの肩に乗っかってくるという、乗ってくる仕事というのが日増しに多くなっているのですよね。だから、本当に民生委員さんのやっていることというのは、今のこの地域社会の中ではこれがなくては地域が回っていかないのではないかというぐらいのことになっていて、大変ということと反対、裏返しにすれば、物すごく重要だということで、民生委員さんの立場というのはすばらしい立場であるということでございますので、民生委員さんの皆さんには大変ですけれども、皆さんのおかげでこうやって地域が回っていくのだから頑張ってくれということで、私とすれば今齊藤議員さんに言われたとおり、不定期でもいいけれども、なるべく顔を出して民生委員さんにいる話を聞いてくれというのは、もうこれからそれをしなくてはいけないかなという時期に来ていると思います。これからそのような形でできる限り民生委員さんとの接触をしながら、民生委員さんの肩の重荷を少しでも和らげてやりたいというのも私の仕事ではないかなと思っておりますので、十分に検討していきます。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔 5 番 齊藤嘉和君発言 〕

5 番（齊藤嘉和君） 前向きな答弁いただいたのですけれども、いずれにしても今度なった民生委員さんが大変だ、容易ではなかったよという言葉が少しでも少なくなるように、事務局なり上の人たち、また区長会等もぜひバックアップして協力しながら、その「大変だ。もうおれ3年で1回限りで引退させてもらうよ」と、そういう言葉が少しでも少なくなるようなそのように周囲の皆さんで協力して行っていただきたいと思います。

次の米の問題に入らせてもらいます。最初に、昨日も笠原議員からも質問があったのですけれども、町からのゴロピカリについて、全作付面積というふうな答弁だと思うのですけれども、去る11月23日の上毛新聞、課長も見ているかと思うのですけれども、この中を読みますと、品質の悪い規格外米分を減収とみなし、30%以上減収となった農家が対象となる、このように新聞には書いてあるのですね。私は、これでいくとちょっと全作付面積に補助するのだという回答、県の言い分は違うのかなと思って、ちょっと疑心暗鬼になっているのですけれども、まずその辺を聞きたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 高井経済産業課長。

〔 経済産業課長 高井弘仁君発言 〕

経済産業課長（高井弘仁君） 上毛新聞のほうにも出たと思いますけれども、当町としまして県ともいろいろ話し合いのほうをしております。当町のゴロピカリにつきましては、全収量が規格外というふうなことがほぼ決定しておりますので、全収量が規格外でありますので、県のほうの災害の補償の条例のほうに係るということでありまして、来年の種の補助と、それから肥料の補助ということで10アール当たり約3,800円、3,900円ぐらい、失礼しました、2,800円、2,900円ぐらいかかるということであります。約3,000円なのですが、そのうちの県が3分の2を補助していただけるということで、町は3分の1を補助、合わせて約3,000円、プラス町単独としまして1,000円ということで、約4,000円の10アール当たり補助をさせていただくということで今現在は進めております。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔 5 番 齊藤嘉和君発言 〕

5 番（齊藤嘉和君） 課長の言うのは全く、私たちも正解だと思うし、それを信じるのが当然なのですけれども、この新聞の30%の減収ということは、今でもそうですけれども、農業共済で米については3割を下回った、7割の収量補助、それを下回ったものが共済対象になるって、その意味で簡単に言うと共済の対象になった田んぼが、今度のいわゆる肥料代だ、農薬代だの補助になるのですよって、そんな言い方をしているように私は判断したのですよね。だけれども、町ではそういうことではなく、全作付面積ということで考えているし、この間の補正予算もそういうことのように聞いていますけれども、もう一遍その確認を。

議長（宇津木治宣君） 高井課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 済みません。農業共済のことをちょっと私もうっかりしておりまして、そのとおりでありまして、農業共済の場合はその収量が7割を割った場合に農業共済のほうの適用があるというのが通常でありましたけれども、近年その品質による収量低下の部分も農業共済の対象になるというふうな要するに判断をしてきたということでもあります。通常ですと玉村町の作況指数が70でありますので、収量だけで申し上げますとぎりぎり農業共済には係らないというような状況でありますけれども、さらに先ほどからも申し上げているとおり、品質の低下があるということでもありますので、その部分で農業共済のほうで見ていこうというのを今一生懸命農業共済のほうは検討をしているところであります。

それとは別の問題というのですか、問題は一緒なのですけれども、根本は一緒なのですけれども、町としましてはその農業共済云々を除きまして、町と県としましてはその品質低下による非常に価格も落ちているというようなことで農家の皆様の要するにこれからの生産意欲を失わせないということをもまず主眼にしまして、補助のほうの決定をしてきたということでもありますので、よろしく願います。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 農業共済の今話が出ましたので、それに関連してお聞きをするのですけれども、今専ら言われている品質低下分を農水省と協議中とか、今収量補償だから収量補償では該当にならない、品質低下分を面倒を見てもらうようにと、これは課長に聞いても今共済組合のほうは農水省と交渉中という多分答弁だと思うのですけれども、でも私は交渉するには群馬県の農業共済組合としてはある程度の数字というのは当然計算して、こういうふうな数字でキロ当たりにしても幾らぐらい補償それを認めてもらえるかどうか、その具体論が当然交渉するに当たってはあると思うのですけれども、そこら辺は情報収集の中でどの程度聞いておりますか。

議長（宇津木治宣君） 高井課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 私どももその辺を非常に心配しまして、農業共済の佐波伊勢崎出張所のほうの担当にも聞いております。また、県の本部の共済担当のほうにも聞いておるのですが、こればかりはやっぱり農水省との協議が調わないうちに、余り金額とかそういうことを発表してしまいますと、やっぱりその金額がひとり歩きしてしまうというようなことがあるのだと思います。なかなかその辺をはっきりしたことを聞き出せないという状況であります。町長の答弁にもありましたとおり、そちらのほうはできる限り早い段階で共済のほうから情報が入りましたら発表していきたいというふうに思っておりますので、ご了解願いたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔 5 番 齊藤嘉和君発言 〕

5 番（齊藤嘉和君） そうですよ。なかなか勝手な数字がひとり歩きしてしまうと、何でもらえると思ったのにそうではなかったそうだとか、それをまた打ち消すのも大変で、それも確かにわかります。いずれにしても年明けにずれ込む、それには間違いないと思いますよね。結局来年早々協議が調うとかそんなことではないかと思えます。

そこで、本当にことしは全部等外、収穫量も昨日の話ではありませんけれども、6 俵で、収穫量の農協から買い取り単価一覧表というのが農家に配られましたけれども、それには1 等から3 等までで規格外の単価というのは書いていないのですよね。だから、私は当初もう規格外というのは収量ではないのだよというふうな見方をしましたら、収量は収量なのだから、それが結局共済の見方であるのですけれども、いずれにしてもこの買い取り単価にも表に載らないほどのことしはものだというので、これでゴロは3 等が5,610 円ですから、規格外は多分5,000 円前後だというふうに思いますけれども、きのうも5,000 円で10 アール6 俵だから3 万円だとか、戸別所得補償だとかいんなあれがあるから、そこら辺はちょっと具体的には入りませんが、そこで戸別所得補償の固定部分は1 万5,000 円先月振り込みになっているかと思うのですけれども、課長は変動部分、これから先入金される予定の変動部分というのはどの程度の金額が想定されるか、お聞きをしたいと思うのですが。

議長（宇津木治宣君） 高井課長。

〔 経済産業課長 高井弘仁君発言 〕

経済産業課長（高井弘仁君） これもまだ当然確定、これからの問題でありますけれども、変動部分以外、固定部分でほとんどの額は固定部分だというふうに聞いておりますので、変動部分がどのくらいになるかというのはちょっと申しわけないですけれども、予想もつかないような状況であります。その辺の情報も申しわけないですけれども、入ってきていないというところであります。よろしくお願いたします。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔 5 番 齊藤嘉和君発言 〕

5 番（齊藤嘉和君） 私は農業新聞なんか見ている、これ7、8、9の売り渡しの標準単価というか、そんな平均値を計算してこの10年産との差額をくれるというふうなあれを、何か記事を読んでいると、大体1万二、三千円程度は10アール出るとは思えないかな。これ全く個人的な課長は大体ないのではないかと思いますけれども、私はそんなふうに記事から見て想定はするのですけれども、これも推定の範囲であれではないのですけれども、それを期待し、またいつごろ発表になるかわかりませんが、そんなものもあるということ。

それから、その品種について、先ほどの農協との今後について協議することはないかという、品種

についてももう既に農協は来年の作付品種について支部の中で一応作付の品種の希望をとりました。それで、ゴロピカリと同じようにというか、あさひの夢というのはこの辺でもつくっている人いるのですけれども、それがちょっとできるのが5日間ぐらいおくてなのですね。だから、全部あさひの夢とかにかえると、収穫する時期がちょっとずれてしまって、10月の末になるとかね、そういうこともあるのですけれども、ゴロピカリはいずれにしても今、ことばかりではなくて、去年その前あたりでもちょっと出穂期に気温が高いと、ゴロピカリ独特な黒っぽく、穂が黒くなる内穎褐変病って、その内側の穂が出穂時の高温で黒くなって、もうそれが持って回ったその悪い面を持ったゴロピカリなのですね。だから、この間も農家のある人に聞くと、もう群馬県単独の農試で新しい品種というそういう時代はなかなかないので、もう広域的な品種の選定をお願いするとか、そんなふう聞くのです。

ですから、そこら辺は農協と協議してゴロピカリにかわる、もうゴロピカリは今の地球温暖化には一汽車おくれの種類になった、そんな感じがするのですよね。それでそこら辺で言えば、この間も九州、西日本のほうではやっぱり高温に抵抗性のある品種の何か発表があったように書いてありました。やっぱりこちらのほうでも、そこら辺で言うつくば市の農水省の農研センターというのがありますけれども、そういったところと情報交換したりして、県のほうもいつまでもゴロを高温に対する栽培指導って、もうそれは農家がやってみてどうにもこうにもならないというのが現状で、何しろ品種はかえるべきだと思うし、ことしもそんな動きもひとつあるということをお伝えしておきます。

それで、町長に県との知事または幹部職員との年何回かですか、話し合いのテーブルがあると思うのですけれども、そのときに知事なり農政部長にもそこら辺の話をぜひつなげていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） ことしの夏の暑さで一番被害を受けたのがゴロピカリだそうです。先日も川場村の村長といろいろお話ししたのですけれども、川場村でつくっている雪ほたかというのが全国1位になったと、品質で全国1位になったということで、これは全然被害がなくて、かえってことしはとれたという、そういう話でした。利根・沼田方面の米は結構とれたという話で、一番被害を受けたのがこの前橋・伊勢崎で、東毛のほうは被害を受けたのですけれども、これゴロピカリではないのですね、違う品種でございます。何とかアサヒというのかな、そんな感じの品種なので、県のほうもその辺は検討を始めているということでございまして、今後ももうこの暑さに耐え得る品種というのは必要ではないかなと思っておりますので、そんな形でJ A、そして県との話をしていきたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） ぜひ地域の農業者の声ということで、もう前々からゴロピカリはみんなが、先ほどの出穂期の黒、あれが物すごく見づらが悪いのですね。そういうことも含めてよろしくお願ひしたいと思います。

そこでもう一つ、T P P関連なのですけれども、これ先日いつだったか、上毛新聞の首長さんへのアンケートということでT P Pのことについてもアンケートがあったかと思ひましたけれども、その回答を含めて町長の考え方をもう一度お願ひしたいと思ひます。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） T P Pについては、今大変な問題になっておりまして、政府のほうで余り協議をせずにこのT P Pに参加をしてという、そういう発表をしたために大騒動になっているというわけでございます。

先日もJ A佐波伊勢崎の組合長をはじめ見えまして、これについては反対をしてほしいということで要請がありました。町村会のほうでも、1日の日ですか、1日に全国町村会がありまして、T P Pには反対をするという、そういう宣言をしております。県の町村会もそういう宣言をしております、先日奥木会長とお会いしましたら、奥木会長のほうから細かい話がありまして、自給率40%の日本の農業は恐らく10%台になるという、10%の前半になるのではないかなんてそういう話でございました。そういう中で、経済というのは本当に今グローバル化になってきましたので、農業ひとつだけというわけにいきませんけれども、まずはその足元の地盤の基幹産業であります玉村町とすればこの農業を守るということは使命でございますので、そのような形でこれについてはそういうような中で町としても対応していきたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） その新聞なんていうの、最近急浮上したこの問題というふうな書き方をしておりますけれども、確かにさかのぼってみれば10月1日に菅首相が所信表明でこの言葉を使ったのが始め、そんなところで本当にまだ二月ちょっとしか期間がたっていない。そんな中で議論の場、回数もまた少ないわけで、町長の言うように10%台、食料自給率、私が見ているのは14%に低下するなんていうふうな話も出ております。そんな中で絶対だめとは私もあえては言いません、やっぱり貿易立国である以上は、やはりだけれども、環境整備というものをした後でもいいのではないかな。今何か交渉に加わることを前提でもあるかのように農業再生本部とかそんなのを立ち上げたりして、ちょっと私道筋が違うのではないかな、農業に対する取り組み、それをやってから体制を整えてからT P Pに加わるのが、私はそれが順序ではないのかな、私個人としてはそういうふうな感じを思っておりますけれども、いずれにしても町長の考えも聞きました。これからも農業のためによろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、英語必修化については、1点だけ教育長にお聞きをしたいと思います。これ、今度今までは英語の必修化というのがなくてもALTは2人だったですけれども、英語必修化が始まってもALTは2人で増員の予定は、金のかかる話なのですけれども、増員の予定は考えていないのかどうか、そこら辺1点だけお聞きをしたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） 今現在小学校担当のALTが2人、町の単独採用ということでやらせていただいているところであります。今それらをもとにしながら週1時間の英語活動の指導を進めているところであります。今現在これから本格的に来年度から始まるわけですので、その様子を見ながらまた検討を進めていきたいというふうに考えているところであります。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 終わります。

議長（宇津木治宣君） 次に、11番村田安男議員の発言を許します。

〔11番 村田安男君登壇〕

11番（村田安男君） おはようございます。議席番号11番村田安男でございます。議長の命により、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、与六分前橋線の利根川新橋建設についてお伺いいたします。昭和63年4月の玉村町都市計画審議会を経て県に申請認可されてから早くも23年が経過しております。先日の上毛新聞に掲載されましたが、来年3月の19日には北関東自動車道が全面開通になります。さらに、広幹道についても玉村町から高崎市間という表現にもなろうかと思えますけれども、これについては来年6月に開通。きょうの上毛新聞に掲載になっておりましたけれども、玉村町から東へ向かっての、これは東毛広幹道というのは高崎市から板倉町までというようなことになっておりますけれども、この東についても1年繰り上がって平成26年度には開通というようなことで、大幅に工事が早まっているわけでございます。さらには、玉村町の上新田地域、高崎市の斎田地域との接点に予定されております高崎・玉村インターチェンジですね、スマートインターチェンジ、これについても平成27年度中には供用開始というような計画が組まれております。これらのことから玉村町については東西の交通網というのは相当整備されてくるなということを感じておるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、玉村町の多くの町民が期待しております北関東自動車道の接点、前橋南、玉村インターへのアクセス道路についてはなかなか前進しないというような状況でございます。前橋市側のインターから利根川の堤防までこれは調べてみましたら、平成2年に既に供用開始となって、あの周辺の特に食料関係の工場が建っているわけでございますけれども、そういうところにつながっているというよ

うなことで供用開始になっております。玉村町側においても平成16年には広幹道から両崎線、高崎・伊勢崎線の県道42号線になりますけれども、ここまでは平成16年に開通し、残りはその42号線の県道から前橋市と利根川堤防までの440メートル、そして橋がかかる状況の中では、橋は170メートルの距離だそうでございますけれども、これが残された部分というようなことでございます。一日も早く何とかしてほしいというようなことでございます。

きのうも幾らかそのインターの周辺の開発の話がいろいろと出ておりました。赤十字病院の誘致とかいろいろありましたけれども、私は今6日の日に開店ですか、ベイシアですか、こういうものを含めてあの周辺の開発というのも相当今後期待できるというような状況が生まれてきておりますけれども、この構想に玉村町も乗っていくのだと、この構想は県央開発構想の中の一環、これは県は打ち出しておりません。行政では打ち出しておりませんが、いち早くその商業ベースの中でこの地帯が群馬県の県央になってくるというような位置づけの中で発想がなされているように私は感じ取っておりますけれども、そういうことを踏まえた場合において玉村町もこの一翼を付するというような考え方でぜひ取り組んでいていただきたいと考えております。町長のご所見をお伺いします。

次に、2つ目として、高齢者にとって住みよいまちづくりというようなことで質問をさせていただきましても、現状では群馬県で高齢化率は一番低いと言われております。4月末現在で15.8ぐらいですか、とにかく低い状況でございますけれども、今後急激にこの高齢化率が高まっていきます。既に昭和50年代にできた団地、例えば私ども地元の板井の県住団地あるいは原森団地、こういうところは50年代に団地造成がなされたのですけれども、本当に年寄りが多いでございます。買い物ひとつをとった場合においても、大変不便を来しているというような状況の中で、「たまりん」があるではなかろうかというような話もございまして、何とかもう少し利便性というものを考えてほしいというような要望が強く出ております。これらのことについて今後町として高齢化率がアップする中でどのような形で住みよいまちづくりを形成していくか、この辺について町長の考え方を伺いし、1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 11番村田安男議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、前橋南、玉村インターとの連絡道路建設に伴う利根川新橋梁の建設促進についての質問にお答えいたします。まず、この県央南部地域連絡道路・新橋建設促進協議会の活動進捗状況についてですが、本協議会は平成10年度に利根川新橋建設促進協議会として会が発足をしております。その後平成14年度には前橋市と玉村町に当時の新町を加えまして、現在の県央南部地域連絡道路・新橋建設促進協議会となり、現在まで活動を続けてきております。私がおの会長をしております。

主な活動については、毎年度構成団体である前橋市、高崎市及び玉村町の関係者により、主要地方道前橋玉村線より南につきましては県道昇格して利根川新橋の建設促進並びに高崎市新町への延伸及

び烏川新橋の建設促進について県に対して要望活動を行っております。特に利根川にかかる新橋を含む区間につきましては、建設促進区間として重要区間として要望しているところでございます。この橋が整備されることにより、交通の利便性の向上、物流の活発化及び産業の発展等が高まるものと期待されているところでございます。今後もこの要望につきましては県に対し当該路線の前橋・玉村線バイパスとしての整備を関係する前橋市及び高崎市と連携しながら整備促進の要望活動を継続してまいりたいと考えております。

また、この当町の地内の新橋への連絡道路建設促進です。特にこの伊勢崎線より利根川に向かっての場所ですね、板井地区でございます。この区間は大変上り勾配となっておりますので、玉村町地内の連絡道路区間と利根川新橋区間は一体の事業で整備することが望ましいということで、本協議会では両区間を組み合わせた建設促進区間として県に要望を行っているところでございます。

次に、高齢者の住みよいまちづくりに向かってという質問についてお答えいたします。まず、買い物難民対策についてということでございます。玉村町にはスーパーなどのショッピングセンターが、この町の中心部に集中しております。隣接している市に近い方、特に高齢者などで車での移動手段がない方については、町中心部へのスーパーなどに行くことが難しい状況となっているのは認識しております。このために町では乗り合いタクシーとして「たまりん」を運行しております。この時間帯が非常に問題がありまして、大変時間がかかるというようなご不満は来ております。時間はかかりますが、「たまりん」を利用していただき、好きな買い物を楽しんでいただければと現在は考えております。

また、介護保険で要介護・要支援と認定された方や身体障害者手帳をお持ちの方には、社会福祉協議会で行っている在宅福祉移送サービスをご利用していただけます。なお、スーパーによっては宅配を行っているところもありますので、この辺の活用をしていただければと考えております。この辺のPRがちょっと弱いので、これからこの辺についてPRを十分にしていきたいと思っております。

次に、配食サービスの充実についてですが、町では社会福祉協議会に委託し、週1回ボランティアの協力を得て75歳以上のひとり暮らし高齢者で支援が必要な人に昼食を提供しております。週に1回の昼食の提供ということで、ひとり暮らしの方の安否確認が重要な目的となっております。なお、介護保険制度については、要介護及び要支援と認定を受けた方につきまして、限度額の範囲内で訪問介護サービスの生活援助が受けられます。買い物や調理などホームヘルパーによる支援を受けられます。好きなものを買ってきてもらい、調理してもらうこともできます。調理ができる方については、一緒に調理を行い、自身でつくった料理に満足をすることにもつながると思っております。このような介護保険サービスと給食サービスを組み合わせることで、住みなれた地域でできる限り自立して生きがいを持ち生活していくことは可能ではないかと考えております。

また、65歳以上のひとり暮らしの方で安否確認が必要な方には、給食サービス以外にも緊急通報装置の設置や民生委員による「お元気ですか訪問」も月に1回行っております。安否確認という意味

では、これらのサービスを組み合わせるとひとり暮らし高齢者の見守りを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） それでは、自席から2回目の質問をさせていただきます。

昨日2日ですか、高崎市菅谷町というところはないよというようなことになるかと思えますけれども、旧群馬町菅谷、これは前橋市から安中市へ抜ける道の途中にあるのですけれども、そんなところ聞いたことないなというような、とりせんがオープンになったというような話で私聞かせてもらったのですけれども、群馬町、ここは高崎市に合併ということで私は合併も確かにあろうかと思えますけれども、それ以上に一番大きいのは交通網の整備。高崎市から渋川市への街道の道筋でございます。今は物すごい勢いで開発、まちの整備事業をやっておりますけれども、幾らで坪当たりの買い上げ単価といたら18万円だというから、「18万円だったら、ちょっとは仕事ができるだんべ」というふうな話もさせてもらったのですけれども、その開発部長が私の昔からのよく知っている人なので、いろいろと聞かせてもらいましたけれども、いずれにしましても道路の建設、そして交通網の整備というのはその地域の発展にどうしてもなくてはならないことだと私は感じ取っております。

今回の新橋建設についても、板井東、斎田の西という表現になるかと思えますけれども、このところに約300軒からの戸数がございますけれども、この人たちは将来橋ができるから、ここへうちをつくらうというような考え方の中でうちをつくった方は多数おります。いつになったら橋ができるのだいというような話もございます。私もかつて仕事の中で高崎市、前橋市、藤岡市、安中市、渋川市へと転勤させられましたけれども、一番遠かったのが安中市なのですね。渋川市は本当に近いのです、30分。うちを出てから渋川市の事務所、渋川市の事務所は鯉沢の手前で渋川市の向こう側になるぐらいのところなのですけれども、30分で行けるのですね。うちから高崎のインターチェンジまで10分、高速10分、おりてから10分。だから、事務所の机に向かうのに30分しかかからないのです。そういうものを考えたときに、玉村町はすごいなと思うのは、どこのこの周辺の市、前橋市も藤岡市も高崎市も伊勢崎市もどこへ行くにも本当に近い。そして、今度は高速ができれば、太田市、桐生市、足利市、この辺についても30分圏内です。こういうことを考えたときに、この新橋の建設というものはこの板井の東だけの住民ではなくて、玉村町全体の構想の中で早くやるべきということで私は考えております。

先ほど来もこの促進協議会の話が出ましたけれども、ことしの促進協議会は少し雰囲気違って、前向きな発言もあったというような話も伺っておりますけれども、その辺町長どのような感触をことしは違ったというふうな感触が一部の人から聞いているのですけれども、その辺もう一度町長のほうからお伺いしたいと思えます。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） この新橋については、平成10年、前の井田町長のときからこの新橋建設促進協議会が発足しました。当時は、県内に4つのその橋の要望があるという話でございました。そのうちの一つが東毛広幹道、広幹道の橋は現在建設中でございます。このあと残り3つということで、これがどの程度正確かわかりませんが、そこの今我々がやっている県央南部の新橋、前橋玉村線の新橋、それに東毛のほうにもまだ橋の要望が2つぐらいあるということでございます。そういう中で、その県のほうとすれば重要度の高いところからつくっていくというのが県の考えでございますけれども、最近になりまして北関東道が完成、来年度完成ですか、東毛広幹道の完成も来年度という話でございまして、そこに前橋市南部に大型店の出店というそういう状況で、この辺の先ほど村田議員が言ったとおり、この辺が相当な注目の地域になってきたということでございます。

そういう中でこの橋、与六分前橋線、この橋についての考え方がこのところ変わってきたというのは、我々もその辺を十分に認識しておりますし、県のほうもその辺の認識があって雰囲気が変わってきたというのが現状でございます。ただ、とってどの程度にすぐ橋がいつまでできますなんていうことは、ちょっと私の口からは言えませんけれども、非常にその辺変わってきたということは我々にとってはチャンスかなと思っておりますので、この辺でもう少し攻勢をかけてこの橋の新橋建設について県との折衝をしていきたいなと思っておりますのが現状でございます。

議長（宇津木治宣君） 村田議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 雰囲気が変わったというものを理解していただいているなということでありがたく思っております。

2年前の12月に、やはり一般質問させていただいております。同じような内容でさせてもらったのですけれども、何か昨年あたりこれに基づき新たな計画書を作成したというような話を伺っておりますけれども、その辺の内容についてはまだ私なんかは存じていないのですけれども、その辺もわかる範囲で結構ですから教えていただきたいと思っております。話せる範囲で結構ですけれども。

議長（宇津木治宣君） 横堀都市建設課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 20年度末で21年度の予算をつくったわけですけれども、その中に50万円程度の予算が計上されておりました、それは調査費ということで。今できている与六分前橋線、板井の県道、両崎県道にぶつかってとまっておりますけれども、それから堤防までの170メートルですか、をどうするかというような予算が計上されておりました。昨年私来てその予算、当面その大きな動きはないからどうしようかなと思ったのですけれども、それを使いまして、どんなふうにしてその地域が板井地域が東と大きな道路ができるわけですから、分断されるということになります。

ですから、東と西に分かれてしまったときに、斎田から板井へ来る幹線道路が1本、四、五メートルの道路が1本あるだけです。それらも切ってしまうということになります。その道路がちょうど県道と堤防との中間よりちょっと南のほうに中間ぐらいの位置にあるわけですから、当然新しい橋ができれば玉村大橋ができたのと同じような構造になるというふうに考えられます。当然玉村大橋のところは、東西の線は幾つか切れております。堤防際にボックスカルバートができて、東西が行き来するというような形になりますので、そこへ来てまた条件は同じでサイクリングロードも上にあるわけですから、他の地域から自転車で来ておりて板井地域で親戚等へ寄っていただくとかそんなようなことをする方もいるかと思っておりますので、その乗りおり、そして一般の生活する地域の方々の道路等が東西行き来できる、そしてまたその地域からも前橋市一方通行的になると思いますが、西側の方は前橋市へ向いていく、東側の方は広域幹線道路南のほうへ向いてくるという、そういうような道路は当然整備しなければいけないということで、その構想的な図面は21年度末でつくって出ております。

先ほど、また先日からの質問の中にもありましたように、前橋市の利根川の北の前橋南ですか、のインターチェンジの付近が大分開発されてきたというふうな中で、ことしになってですけれども、そのつくっておきました図面を県のほうの県土整備室、県の都市計画課、そちらのほうからそういうものを整備したようだけれども、そのものを参考に貸してくださいということで来ました。ですから、町のほうではこのような計画つくってありますので、新橋のほうにつながる話であればいいなというふうに私のほうは思っております。今までそんな話来なかったわけですから、ですから急にその話が来たということは、日赤ヘリポートそれらのことにも関連して大きな道路の、ここにあります県土整備プランというのを県がつくっております。それはもう議員さんで見ただ方もいます。平成20年にできたものだけれども、その新橋においては玉村町の県道重要地域プランの中では重要な3番目に挙がっています。広幹道藤岡・大胡線、次にこの橋ということで、あとは県道が幾つかあります。交差点の改良とかそれは小さな問題で、大きなものとしてはこの3つが挙がって。ただその橋の中には、何年度末という着工の時期は書いてありません。ですから、ひょっとしたらこれを早期に見直しをしていただいて着手していただけるか調査費がつくか、何かそんなものの参考として21年度につくったものが役に立つのかなというふうに推測をしております。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 村田議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） ぜひ積極的に推進できるような体制というものを組んでいただきたいと思います。

余談になりますけれども、当時この橋ができるあるいはヘリポートができるというような話題の中で、板井ではこのヘリポートの設置に反対運動が起きました。私も記憶の中に残っておりますけれど

も、当時そのときに区長はじめ多くの指導者が、「まあ、我慢するところはすべえじゃないか」と、「ヘリポートもできるし、東には橋もできるんだ」と、そういうような話で少し静かに見守ろうというふうな話がありました。しかし、それから23年も経過したというようなことでございます。

実際問題、東のほうのこの板井でいえば辰巳団地になりますけれども、この人たちの仕事ぶりというのは、夜勤の方が多いのですよね。夜勤の方が帰ってきて寝つくころに暖機運転するのですよ。毎朝ヘリコプターは緊急発進ができるように、いつでも飛び立てるように、朝必ず暖機運転をやっていきます。これではうるさくてしょうがないのだと。ちっとはやっちゃん、何とかしてくれやと言うけれども、「おれにできるわけねえだんべ」と言ったのですけれども、いずれにしましてもそういう問題が起きております。

そういうものを含めて地域の開発というのは総合的にやっていかななくてはいけないと私は感じておりますので、ぜひそういうものもお酌み取りいただきまして、県のほうへつなげていただきたい。私は、この新しい新橋というのはこの板井のそういう話だけではなく、先ほども申し上げましたように、玉村町の位置づけ、県央の一地域を網羅するこの玉村町が寄与できるのだというような位置づけでこの事業というものを進めていただきたい、このように考えておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

それからもう一つ、次に挙げさせていただきますけれども、今玉村町の先ほど説明の中で65歳以上の方についてのひとり暮らしについて安否確認ですか、やっているような話を聞きましたけれども、今玉村町で65歳以上でひとり暮らしの方は何名ぐらいおいでになりますか、その辺ちょっとお伺いします。

議長（宇津木治宣君） 松本健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） 平成22年11月30日現在ということでございます。ひとり暮らし高齢者、65歳以上344人、これが75歳以上となりますと234人でございます。

議長（宇津木治宣君） 村田議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 冒頭私も申し上げましたけれども、玉村町の65歳以上の高齢化率は15.8ぐらいだと思いますけれども、約5,800人。将来的には相当ふえます。今、一番玉村町で人口比率の中で年齢別に多いのは63歳、これ650人を超えておりますね。ですから、2年後の65歳になればこれ一気にばんと数字が、昭和19年までは出生率が低かったので、少ないのです。21年ですか、21年からの人たちがぐっと上がってきて、500人、600人というような数字で、これ10年間ぶっ続けで続きます。ですから、人口比率が一気に、高齢化率が一気に高まるのですけれども、そういう中で問題がどんどん出てこようかと思っておりますけれども、ひとり暮らしの方がこれだけふえてくると、大変難しい問題がございます。

今回私がこの質問をするに当たっては、団地の人に言われました。買い物に行くのに半日かかるのだと、何とかしてくれやという話なのだけれども、何とかしてくれってタクシーを呼べばいいだんべというようなことを言いたいけれども、金がかかる話ですから、それは弱りましたねという話なのですけれども、その辺「たまりん」のルート、この辺について板井から来ると量販店を寄らずにそこへ最初に来るのですね。板井だけではなくて、私は原森の団地でも言われたことございます。あそこは板井より高齢化率が早いので、言われたことありますけれども、その「たまりん」が量販店への接続、こういうことについての考え方、もしそういう考え方が「たまりん」の運行の中に入っているかどうか、その辺についてもしわかればお聞かせいただきたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 高橋生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） ちょっと申しわけないですが、今資料を手元に持っていないのですが、確かに板井のほうへ回っていく経路といたしますと、ちょうど量販店等はございません。そうすると、一たん役場まで来ていただいて、また違うルートに乗りかえていただいて乗り継ぎをしていただいてスーパー等に行っていたかというような格好になってしまうのかなど。確かに板井方面を走っている路線については、スーパー等に寄るところがございません。今後も路線の検討をしていかななくてはいけないのですが、なかなか発着点が役場というふうになっていますので、その点について今後検討させていただければというふうに思います。

議長（宇津木治宣君） 村田議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 発着点を役場の東にするというのは、これは確かに町の中心ですから役場にするのも一考だと思いますけれども、私は発想の転換の中で量販店にしたり、あるいは病院にしても私は一向に問題ないと思いますけれども、今「たまりん」の年間の運行費、これ何ぼぐらいかかっておりますかね。どの程度かかっているのですか。

議長（宇津木治宣君） 村田議員、「たまりん」のほうは通告が。

11番（村田安男君） 通告はないのだけれども、関連だから。

議長（宇津木治宣君） わかりますか。

通告がないので用意がないそうなので、いいですか。

村田議員。

〔11番 村田安男君発言〕

11番（村田安男君） 私もけさ見てよかったと思ったのですけれども、見てこないのですけれども、2,000万円以上かかっていると私は記憶しております。ああいう車両、私は運輸の面については少し明るいのですけれども、大体一月60万円から70万円ですね、「たまりん」の運行費というのは、その程度の金額があれば当然可能かと思えますけれども、もう少し逆転の発想で地域によ

ては既にタクシー券の、無償タクシー券ですね、これを発行している地域もございます。この近くでは東京へ行きながら嵐山というのがありますね、アラシヤマと書くのですが、嵐山というのはあそこの町がでございます。あそこなんかは、もうそういうのを始めて10年近くになるのですかね。そういう無償タクシー券をお年寄りに配る、配るというより配布するのですね。5割引でもいいのですけれども、そういう考え方でその金額すべてを「たまりん」の運行に使うのではなくて、足の確保というものはそれだけではないと。私は、この町のタクシーの事業の振興にも結びつく話だと思いますけれども、そういう発想の転換というものはぜひお願いしたいなと思うのですけれども、町長その辺、発想の転換というものをぜひお願いしたいのですけれども、考え方をもしお聞かせいただけるのならお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 「たまりん」を最初導入するときにはそういう検討はしました。「たまりん」ではなくて、ではそのタクシー券を配ったらいかがかという、そういう発案もありましたし、福祉タクシー的に電話で呼んだらそこへ来て、そこから動くというような、いろんな発案はあったのですけれども、その中でいろいろ検討した中で今の「たまりん」の方法ということで、年間2,000万円程度のお金を使った中で「たまりん」を動かすのが、これから高齢者がふえていきますから大変いいのではないかと。

特に先ほど村田議員が申したとおり、玉村町というのは車を持っている方にとって、若い人にとっては非常に便利な町なのですけれども、これ車がなくなった人たちにとっては非常に不便な町だというのは、私も前から聞いておりますし、そういうのは実感しております。ですから、私の義理の親も板井団地に住んでいたのですけれども、車も乗れないし、車も持っていないという生活をしていました。うちの女房のところに行き物に行くときには電話がかかってきて、女房が車で行って乗せて買い物に行く、そういうことができる、近くに身内なりそういう人がいて電話一本で福祉タクシーみたいに飛んできてやる人がいる人はいいのですけれども、それがいなければ本当に不便なところで、その分タクシー券をというような話もあると。これはもう十分にそういうことは検討できると思うのですけれども、私は「たまりん」をもうちよっと確かに3台なので、時間的に不便なところもあるのですけれども、もっと「たまりん」を利用していただきたいというのが現状でございます。幾らかふえているのですね、「たまりん」を利用の乗車人員を幾らかふえているのですけれども、なかなか「たまりん」を利用しないのですよね。待っている時間が面倒くさいとか、確かに今の時代はそういう余裕のない生活をしていきますから、車を待つだとかバスを待つだとかそういう待つ時間というのを無駄な時間のような発想ですよ、今の人。昔はもうバスしかないのですから、私もバスで高崎市へ通勤しましたけれども、車を待つ、バスを待つというのは当たり前だったのですけれども、今の人はその待つ時間というのを非常に無駄であるという、そういう生活をしてしまったので、これからそ

ういう無駄な時間をつくっていくということもこの人間の生活の中で必要なと私も考えています。

その中で「たまりん」もう一台ふやしますと4台になりますと、もっと効率よく回れるというのを話は聞いていますけれども、その辺についても今後検討していきますし、「たまりん」の運転手がどうのこうのって話がありますけれども、大分親切でございまして、「たまりん」の運転手親切でございまして、それもこっちからも教育をしております、親切にするということでみんな前向きに検討しておりますので、私はこの「たまりん」、もう少し「たまりん」を利用する。そう言っている私も待ち時間がもったいなくて「たまりん」を利用していないので、今度は議会のときには「たまりん」で通おうかなと思っているのですけれども、待っている時間がもったいがないという、そういう生活でございまして。その辺で特に「たまりん」をもっと利用していただければ、もっともったこの「たまりん」の価値が出てくるのかなと思っております。その辺よろしくお願いしたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） 村田安男議員。

〔 11番 村田安男君発言 〕

11番（村田安男君） ぜひこの「たまりん」の運行形態、いま一度どこをどういうふうにしてやってこのお年寄りの支援体制が組めるか、その辺を検討いただきたいと思います。タクシーの無償券もございまして、人によっては「たまりん」は「からりん」と言われていますから、からりんというのは車に人が乗っているのが少ないということらしいのですけれども、そういうこともなく、何とか運行形態を例えば直接原森でもどこでも団地から、直接団地でもどこでもいいのですけれども、直接量販店に出向くような、それで二、三時間で帰ってこられるような、そういう運行体系というものを私は組む必要があるかと思っております。朝は結構いますけれども、午後の1時過ぎの「たまりん」にはほとんど人が乗っていませんから、そういうものを含めまして検討いただきたいと思います。

それから、この高齢者対策の中で、先ほど来齊藤議員のほうからも話がございましたけれども、大変民生委員がご苦労いただいております。51名今回なったという民生委員が選ばれた、そのほか3名で54名でございまして、県の指導方針、民生委員の任期、できるだけ3期務めてほしいというのが県の指導方針なのだそうではございますけれども、今回の数字をみますと、まことに3期目という方はほとんどいない。それだけ民生委員の仕事というのは大変難しく複雑化しているということをお私に認識しております。場所によっては3期目が1人、2期目が1人、1期目が1人というような3人いるところで大変それに沿ってやっているところもあるということでございまして、それはそれなりにその地域の区長がご苦労いただいているなということをお私はその場所の区長の行動に対して敬意を表しているわけではございますけれども、私はこの民生委員の仕事についてもそうなのですけれども、それから生涯学習の委員の仕事についてもそうです。それから、ボランティアの仕事についてもそうではございますけれども、どうもこの間も課長ともちょっとお話をさせていただきましたけれども、この高齢者対策に対して縦割り政策、横のつながりがほとんどないというような状況でございまして、ひとり暮らしのうちが何人この地域にいてどういう、多く細かいことはプライバシーの

問題にかかわることなので、それは当然避けなくてはならないわけですが、もう少し区長を中心にした体制、地域ごとの体制づくりというものが私は今後必要になってくるのではなからうかと思っておりますけれども、その辺について課長なり、担当課長でも結構でございますけれども、町長もし考え方で結構でございますけれども、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） 松本健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長（松本恭明君） 今回、東京のほうで111歳というような男性の白骨化した遺体が見つかったという、あの辺のところから民生委員さんの仕事が非常にクローズアップしてきたというふうなふうに思っております。民生委員さんの仕事については本当にいろいろな仕事がありまして、大変かなというふうなことを思っているのですけれども、今までやっぱり先ほども言われるように、個人のプライバシーというようなものもございますので、比較的民生委員さんの中で相談に応じたり、解決方法を探っていたりというようなことだったのですけれども、やはり横のつながりというものは生涯学習なり各種ボランティアなり、また区長さんなり必要になってくると思っておりますので、今後そのような感じで横のつながりのほうも検討していきたいと思っておりますけれども、まずは区長さんが非常に協力的で民生委員さんにもいろいろな難題があったら区長にも相談してくださいよというような形で民生委員さんも参画してくれる体制になってきておりますので、そのような横のつながりのほうを今後検討しながらそんな体制づくりを考えていきたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 民生委員の仕事というのは、非常に奥が深いのですよね。奥が深いから、この辺でやめておこうという形でやめておけばいいのだと思います。そうするとうんと楽なのですよね。けれども、相手が人間ですから、それがなかなか難しい。特にそれまた民生委員という立場に立ってしまうと、非常に責任感が強いのですね。特に玉村町の、玉村町だけではないと思うのですけれども、民生委員になった人というのは、大体その地域で非常に責任感の強い信頼の置ける人がなっておりますので、どんどん、どんどん前へ進んでいく。相手が人間であるだけに、この辺で適当にやめておこうというわけにいかないというのが、非常に今の仕事の中の私は民生委員が大変だということだと思います。ですから、一生懸命やってくれた民生委員の方ほど時間がたったときには「ああ、疲れちゃった。もう民生委員は大変だ」ということになってしまうのですけれども、本当はそうではなくてその大変だという民生委員さんほど一生懸命仕事をしてくれたということでございますので、誇りを持っていただきたいというのが私の考えでございます。

究極のボランティアということになりますけれども、町としても今課長が言ったように、大変区長さんが理解をしてくれてきておりますので、それと同時に町としても少しでも民生委員さんの手助けをしながら、その肩の重荷を少しでも軽くしてやろうというのが今の考えでございますので、議員の

皆さんにも地域においてそういうときにはぜひ民生委員さんにご協力をしていただいて、民生委員さんの味方になっていただければ大変ありがたいと思います。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 村田議員。

〔 11 番 村田安男君発言 〕

11番（村田安男君） 玉村町の高齢者対策、筋トレなりあるいは配食、宅配業務、ほかの市町村から比べて私は決して引けをとっていない。逆に前に進んで、よそのより進んでいるところが多いですね、聞いてみて。ですから、こういうことを考えたときに、さらに前へ進むにはどうしたらいいかということを考えながら私はぜひお願いしたいと思います。

民生委員の仕事も大変複雑だし、難しい問題も出てきております。先ほど申し上げましたように、横のつながりを持つには、やっぱり地元の区長を中心にしたこういう高齢者対策というものも今後考えていかななくてはならないと思いますので、ぜひ区長会なりそういうものを經由してそういう思想、考え方の伝達をぜひお願いしたいと思います。

私は以上で終わらせていただきます。

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。11時に再開いたします。

午前10時39分休憩

午前11時再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 次に、7番備前島久仁子議員の発言を許します。

〔 7 番 備前島久仁子君登壇 〕

7番（備前島久仁子君） 傍聴の皆様、わざわざ足を運んでいただきありがとうございます。議席番号7番備前島久仁子でございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

多発する事件や事故を町民に素早く伝達する方法について伺います。経済不況の折、町内ではさまざまな事件が頻繁に起こっています。最近では、高校生によるコンビニ強盗、カインズ駐車場での宝くじ売り場の窃盗など、2週間前には下校途中の児童が不審者に追いかけて近所の家に駆け込むということもありました。大型地震や台風による洪水などの災害は、人が一生のうちで遭遇する頻度は非常に少ないものですが、事件や事故、火事は日常的に起こっています。また、こうした出来事を瞬時に町民に知らせることで、被害を防ぐこともできますが、現在町から町民への伝達方法が整っていません。そこで町内で起こった事件や事故の情報がどこからどの程度町に情報として入ってくるのか。瞬時により多くの人に情報を伝達するには、ネットや携帯メールが大いに役立つはずですが、私

は以前からメールによる伝達方法を訴えていますけれども、一向に進んでおりません。町はこうした緊急事態の伝達方法についてどのように検討しているのか伺います。

続きまして、学校内におけるいじめとその把握、解決について伺います。小学生や中学生が学校内のいじめによってこれからの未来ある命を落としてしまう悲しい出来事が続いています。しかし、いじめと自殺の因果関係がわからないと事実を認めたがらない学校や、弁解に終始する校長、こうした報道を見るたびに、責任逃れの言いわけばかりが先に立ち、事実をとらえられないのかと悲しい限りであります。なぜ命を救えなかったのかと、この子の悩みを自分の我が子の悩みとして心をどれほど痛めたのか、眠れないほど悲しんだのか、児童や保護者のSOSを教諭や学校、行政がこれを救うことができなかったのか、しかしこうして表面化したのは氷山の一角であります。学校内のいじめの現状と把握はどのようになっているのか伺います。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 7番備前島久仁子議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、事件や事故を町民に素早く伝える方法を確立してほしいとの質問でございます。事件や事故についてのお知らせ方法ですが、現在町としては町民の皆さんに素早く伝える方法はありませんが、県警の無料メール配信サービス「上州くん安全・安心メール」では、不審者情報等を各警察署単位で配信をしていますので、このメール配信サービスにより取得をしていただくことがよいのではと考えています。

火災情報メールにつきましては、伊勢崎市消防本部において整備に向け検討を進めておりますので、現段階では電話にて災害情報案内サービスの利用をしていただきたいと考えております。

議員ご質問の町としての独自情報の発信ではありますが、現在町でも不審者情報などは県警安全・安心メールなどからの情報となっております。このような情報をいち早く町独自のメールやホールページの掲載により発信するための情報の収集などに難しさがあるのと、メールやホームページの環境整備を行う必要などもありますので、今後も引き続き検討を行っていきたいと考えております。

次の質問のいじめについては、教育長のほうから回答いたします。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

教育長（新井道憲君） それでは、2つ目の議員さんご質問のいじめの現状とその把握についてお答え申し上げます。

国立教育政策研究所が2004年から2006年に行ったいじめの追跡調査におきましては、いじめにピークや起きやすい学校や地域はなく、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも、いじめは起こり得るといふふうに結論づけているところであります。これらのことを参考にしながら、玉村

町の学校においても、いじめはいつでも、どこにおいても起こり得るという考えのもとに、その考えを共有して未然防止、それから早期発見、早期対応に努めているところであります。

学校では、アンケートを行ったり、子供一人一人と担任が面談をしたりして、いじめを把握しようと努力しているところであります。また、学年会議や職員会議等で気になる子供について情報交換を行い、複数の目で子供たちを見守ろうと努力しているところです。

つい先日ありました桐生市における小学6年生女子児童の不幸な出来事の後、県が平成22年10月に実施したいじめ実態調査の結果を見ますと、平成22年10月の1カ月間に県内でいじめを認知した学校は、小学校143校、率にしますと42.6%、中学校90校、52.3%でございました。

次に、いじめの件数ですが、小学校で1,522件、中学校で750件、そして指導の結果いじめが解消した件数は小学校で1,161件、率にしますと76.3%であります。中学校では450件、60%です。継続指導中であるものが小学校で361件の23.7%、中学校が300件の40%と報告されているところであります。いじめの主な様子につきましては、「悪口を言われたりおどされたりする」、それから「仲間外れや無視をされる」、「ぶたれたりけられたりする」、「持ち物を壊されたり隠されたりする」というふうになっているところであります。

玉村町の学校においては、毎月報告されている児童生徒問題行動の月例報告がございます。平成21年度には小学校で3件、中学校で15件、計18件のいじめが報告されています。また、今年度は10月までに中学校で4件の報告がされているところです。具体的な内容については、「傷つくことを言われた」あるいは「たたかれたりけられたりされた」、「持ち物を傷つけられた」というような事案が発生しております。もう一つは、最近の傾向ですが、携帯サイト上に悪口を書かれるようなネット上の見えにくいいじめというのもありました。

いじめは認知されますと、90%近くは解消するというデータがあります。玉村町の学校でも、認知した22件の事案については解消あるいは解消の方向に向かっているところであります。

教育委員会といたしましても、学校の様子を把握することに努めて、校長会、教頭会あるいは生徒指導担当者会議等でいじめに関する各学校の様子を報告してもらったり、定期的に学校訪問してそれぞれの学級や授業の様子を見たりしているところであります。また、具体的に学校からいじめに関する相談を受けることもあり、小さい町だからこそできる学校との緊密な連携を図っているところであります。その中で、子供たちへの気配り、目配り、心配りに努めていただき、子供たちから目を離さないこと、校内の報告、連絡、相談の体制を整備するとともに保護者との情報交換を密にして問題の早期発見・早期対応に努めること。そして、教職員間の共通理解のもと保護者、関係機関と連携し、子供に寄り添った問題解決に努めることを徹底しているところであります。

いじめ問題につきましては、特にいじめに気づき、いじめをしない、そしていじめを許さない、そういう子供を育てることが大事であります。お互いの個性や立場を尊重すること、差別や偏見のない

社会の実現に努めること等、共生社会を目指す教育の使命であると考えているところであります。桐生市で起きたような不幸な事件は二度と起こしてはなりません。今後もかけがえのない命の大切さの指導を全教育活動を通して徹底するとともに、子供の夢や願いをはぐくみ、その実現に向けた取り組みを家庭・地域と一体となって進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

議長（宇津木治宣君） 備前島久仁子議員。

〔 7 番 備前島久仁子君発言 〕

7 番（備前島久仁子君） 自席より次の質問に移させていただきます。

今、町長から警察のメールですとか県の安全メール、そういうものを各自でというお話でしたけれども、町としましてはどのような情報がどのように町のほうに入ってくるのか、キャッチしていますか。

議長（宇津木治宣君） 高橋生活環境安全課長。

〔 生活環境安全課長 高橋雅之君発言 〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 先ほども町長の答弁の中でもお話をさせていただいたように、私どもも県警の安心メールに登録をさせていただいています。その情報が入ってくると。また、パトカー等が町内を走っている場合には、直接交番のほうに確認をさせていただいています。その場合にも警察といたしましても事件性が確定をしないとなかなか私どもには情報をいただけないというような状況でございます。そういうことで、実際不審者の情報とかそういうものについては県警の安心メール、これが一番正確に町へ入ってくる情報ということで、それ以外に町として特別なルートで県警から直接入ってくるというものはございません。

ですから、今後も交番等と協議をいたしまして、なるべく情報をいただけるような話はさせていただいているのですが、なかなか警察のほうも事件性が確定するかそういうものがないとお話ができないというような話し合いにもなっていますので、今後も交番等と相談をしていきたいというふうに考えています。

議長（宇津木治宣君） 備前島議員。

〔 7 番 備前島久仁子君発言 〕

7 番（備前島久仁子君） 町のほうでは、県の安全メールですか、それに登録されてということで、県からのメールですと玉村町以外のものが圧倒的に多いと思うのですが、その中で玉村町に関してはどういう情報が入ってまいりますか。多いのではどういうものが多いですか。

議長（宇津木治宣君） 高橋生活環境安全課長。

〔 生活環境安全課長 高橋雅之君発言 〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） やはり最近では不審者情報というのが多いかと思います。子供が通学路の途中で追いかかれたとか、あとは不審者が出て声をかけたとか、そういうものが入ってまいります。その情報もほとんど前日起こったものが翌日、県のほうの警察のほうの決裁を受け

るというのですかね、事件が確定してそれから安心メールで我々のほうに情報が伝わってくるというものが一番多いというような状況でございます。

議長（宇津木治宣君） 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番（備前島久仁子君） それで、入ってきた情報をどなたにどのようにお伝えになっているのでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 高橋課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） この情報は、私ども町に直接関係するものということで教育委員会等の保護者へのメール等がございます。そういうものもございますので、教育委員会等と相談をしながら直接必要があるものについてはまたその保護者へのメール、教育委員会が行っていますメール等によってまた発信をさせていただくというような状況でございます。

議長（宇津木治宣君） 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番（備前島久仁子君） 21年度の6月議会のときでも議員から1時間も停電があって、非常に怖い思いをして、しかしそれに関する情報が何も入ってこなかったことが怖かったと、21年の6月議会でそのように議員からも、何かその伝達方法をというものがありましたし、また浅見議員からも同じその21年の6月の議会に情報をメールでということも出ていたかと思うのですけれども、私のところには学校に登録しておりますので、11月の19日、南小学校からのお知らせということで、上之手の路上で下校途中の女子小学生が自転車に乗った不審な男に追いかけて近所の家に逃げ込むという事件がありました。幸い大事には至りませんでしたという、こういうメールが入ってまいります。しかし、こういうメールがここにいる課長さん、また町長、また議員がおるわけですけれども、果たしてこういうメールが、私のところには届きます。もちろん教育長もご存じかと思えます。学校教育課長もご存じかと思えますけれども、こうした町の不審者情報ですよね、子供がちょっと追いかけられた、こういうものが現在何もその伝達方法がないわけですね。ここにいる課長さんと議員の中でも、多分この情報をキャッチしているのが教育長と私と課長と3名だけしかいないということで、ほかの議員は何もキャッチしていないわけですね。また、これが高崎市のような中核都市で40万近い人口の都市になりますと、それは倉淵から広い範囲で高崎市でありますからこちらの群馬の森あたりに住んでいる人が倉淵の情報をキャッチするという必要はないかもわかりませんが、この小さな町で事件を一緒に知って、そして情報を共有するということが現在社会では非常に必要かと思うのですが、町長その辺どのようにお考えですか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 今のような状況のときは、我々のところへも連絡が入ります。これは電話等で入ってきますので、今現在では私は問題ないと考えております。

議長（宇津木治宣君） 備前島議員。

〔 7 番 備前島久仁子君発言 〕

7 番（備前島久仁子君） 町長はいつも携帯はお持ちでいらっしゃいますよね。メールも使っているらっしゃいますか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔 町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） 余りメール打ったことないのでですね。ただ、入ってきますから、入ってくるのは見ますけれども、自分では面倒くさいからメールは余り打ったことなく、電話を使っている。私の携帯は本当に発信と受信だけでございますので、余りほかに使い方よくわかっていません。でも、そういう連絡事項については、あと消防ですね、消防については入ってきますので、すぐわかるということでございます。

議長（宇津木治宣君） 備前島議員。

〔 7 番 備前島久仁子君発言 〕

7 番（備前島久仁子君） 私、5年ぐらい前でしょうかね、玉村町の小学生が臨海学校に行っているときに新潟で地震が起きまして、非常に大きな地震だったものですから、そのときに生徒に付き添いで行っている先生からは、子供たちは無事だということで学校教育課のほうには連絡が入ってくるのでしょうけれども、それを知らない保護者、全然子供が小学校に行っていないほかの地域の人たちから、今子供がたしか臨海学校に行っているはずだけれども、あんな大きな地震が起きて子供たちは大丈夫かという連絡を受けました。

そのとき私は、5年前だったのですけれども、すぐ町長に電話をしまして、「町長はご存じですか」というふうに伝えましたら、町長は知らない。なかなか町長にも携帯が繋がらなかったのですけれども、何時間かして町長から電話がかかってくるまで、町長も知らなかった、すぐ教育長に聞いて連絡するというので、教育長に聞いてその後連絡がありまして、玉村町の小学生は無事だということであったのです。

そういうものも玉村町における事件や事故、そして不審者情報、火災、そういういろんなことが想像できないようなことがさまざまなことがもう頻繁に起こるような時代です。ですから、そういう情報を共有する、そしてきのうの教育長の答弁の中でも児童の安心安全を守るのも地域の協力を得ると、もちろんこれはそうだと思うのです。ですけれども、こういう子供たちが追いかけられた、そういうものは保護者はほとんど今仕事に出ております。家におりません。しかし、地域のその区長さんでさえそういう情報を知らないわけですね。子供たちが逃げているようなときでさえ、地域の区長さん、民生委員さん、そういう方たちも知らない。地域の人が知らないのであれば、やはり地域をもっ

て子供たちの安全も守りましょうと言っているこの時代にですよ、何だか地域の人の情報を得る手段もない、そういうことはどのようにお考えでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 1つは、そういうような行為が起きたときにいち早く知るということも1つは大事ですけれども、やっぱりそういう行為が起きないような地域をつくっていくというのが我々の仕事かなと。事件が起きたときは、これ警察力がありますから、警察力で対応なり利用していただく、これはもうすごい緊急連絡でやっていると思います。我々は、そういう犯罪を起こさない地域をつくっていくというのが我々の一番の目的かなと思っております。

ただ、先ほど新潟地震のとき、私はたまたまお通夜に行っていたのですけれども、何もなかったから多分すぐには連絡が来なかったのかなと思うのですよね。事件もしそこで何かあるとすれば、多分教育長からすぐ連絡があったと思いますけれども、そんなような形で連絡が今までにおくれたためにどうにかなったというようなことは、私が町長になってからは今覚えている限りではなかったというのが現実でございますけれども、今なるべく早くわかりたいというのは、これ十分わかりますし、例えば火事なんかの場合、早くわかってしまおうとかえってやじ馬がふえてしまって消火に手間取ると、消火がうまくいかないというようなこともありますので、なるべく教えないということもありますし、消防団員にはすぐ伝わってくる、我々のところにも伝わってくるというのが現実でございます。ただ、これからどういう災害が起きるかわかりませんから、その辺の情報という情報を共有するということは、これは必要であると思います。そんなことは要らないよということを私は思っていませんし、共有していく必要はあると思っております。

議長（宇津木治宣君） 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番（備前島久仁子君） もちろん安心安全なまちづくりのためにパトロール隊の方が日夜本当に夜遅くなっても、暗くなっても今パトロールしているのを見て、本当にご苦労さまだという気持ちで見えておりますけれども、そういうものももちろん大切です。また、PTAの人たちが旗振りをして、安全に子供たちを学校に届ける、そういうことももちろん必要なのでありますけれども、防げるものと防げないものが、これはもうあるのは当然なのですね。そういうときにどのように情報を回すかということですよ。また、やっぱり知らないということが、何があったかわからないということが不安だということは、これは町民からもよく聞きます。

去年の6月議会でも浅見議員が高崎市の安心ほっとメールについて非常に詳しく調べて、高崎市ではこういうものをやっているのだということで述べておりますけれども、今携帯電話やパソコンに防犯・防災情報などの緊急情報、そしてまた観光や文化情報などの地域情報をお伝えするメール配信サービス、これは高崎市でやっております。登録した人には無料で配信しております。この中では、防

犯・防災・火災・気象情報、そして市政情報、観光・イベント情報、それから見回り情報、こういうものをやっております。そして、高崎市、高崎市というとまた町長はちょっと高崎市のことばかり言っていてということになると思いますので、私は大泉町のことも調べてまいりました。

大泉町でも町のホームページに災害情報と不審者情報、これホームページを見ますと、そこをクリックするだけで災害情報と不審者情報を載せております。火事、振り込め詐欺の様子も載せております。例えば大泉消防署付近で救助事故が発生しましたと。工作機械が倒れて両足を挟まれたとの通報によって消防隊が出動しましたが、脱出済みでした。なお、負傷者は医療機関へ搬送されました。こういうものを見ることができます。

また、尋ね人もあります。6月1日、大泉町の中で68歳の女性が行方不明となりました。お心当たりのある方は大泉警察署まで。そして、警察署の電話番号も書いてあります。こういうものは見れば共有する、そして安心安全というだけでなく、不審者情報もありますから、町の中で徘徊されている、そして行く場所がわからなくなってしまった、こういう方の情報を素早くキャッチするということでも必要ではないかと思うのですけれども、課長いかがその点お考えですか。

議長（宇津木治宣君） 高橋課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） ただいまの高崎市の安心ほっとメールですかね、そういうものも高崎市にもございます。大泉町でもホームページによりそういう災害、不審者情報等が発信されているというようなことがございます。町でも何かできないかということでいろいろ模索をしているわけですが、なかなかホームページ等もすべて現在委託で作成をさせていただいているというような状況で、今後そういうスペース等がとれるというふうになれば、メールというとまたシステム等がかかってまいりますので、なかなかというところがございますが、ホームページを開設できればそこへ皆さんからアクセスをしていただくというような状況でできるのではないかとということで、今後もその辺については検討を重ねていきたいというふうに考えていますので、よろしく申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番（備前島久仁子君） 今、町から情報を流していただくのは、小学校と中学校で行っているその安心メールですね、これは保護者のみが対象となっております。一般的な情報の通達システムがないのですけれども、この学校のシステム、これは学校の安心メール240万円ほどかかっておりますけれども、こういうものは費用対効果で、費用とその効果を比べるべきものではないと私は思っております。ですから、高崎市がそのメール配信のシステム料が年間400万円ほどかかっているということでありまして、また登録者が少ないということで、前回は費用対効果も検討していくということはありませんけれども、これは費用を幾らかけたものに対しての効果的なものがどのくらい上がっているかということではなくて、安心安全な町をうたっている玉村町でありながら、そうした情報を伝

達する方法がない。ましてや課長さん、区長、それから議員、そういう人たちが町で起こったことがわからない、またさまざまにその情報がいろんなところに自分から県の県警のメール、そういうものにアクセスしないとならないという、これは時代には全く合っていないと思うのですが、今大泉町のことを言いましたけれども、大泉町ではそのホームページでも見られます。そして、登録すればメールでその配信もされるのです。

今、携帯はほとんど一家に1台、1人1台という時代だと思うのですけれども、一家で1台持っていないお宅はないと思うのですけれども、若い子なんか寝るときだって片時も離さずに携帯を持っているのですね。そういう時代にあって、お店からの情報なんか、今お店に行って携帯をピッとすればもうピッとメールが届く時代なのです。ですから、そのメールで配信してほしいということがそれほど難しく、それほど大変で毎年毎年費用対効果も含めて検討する、検討すると言っているうちにどんどん時代に取り残されていくのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 高橋課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

生活環境安全課長（高橋雅之君） 毎回毎回検討するというので、引き延ばしてはいいのですけれども、そういうふうになっているというご質問でございますが、私どももできる限り前向きに検討させていただいて、実際に私どもとまた総務のほうの広報等も関係してまいりますので、その辺をすり合わせをしながら前に進んでいきたいというふうに考えています。よろしくお願ひします。

議長（宇津木治宣君） 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番（備前島久仁子君） 毎回検討する、検討すると言われたので、少しも前に進まないように思います。課長さんもかわられて、何とかできるように情報発信をしていただきたいように総務の前の課長さん、その前に座っていらっしゃる課長さんがずっと生活環境安全課の課長でしたので、いろんなところで町に関する情報を一括に集めて、そこで選んでそれを登録してもらった人に一括で送信すればいいわけですね。一瞬なのですね。ですから、玉村町以外のこの情報を送ってくれているわけでもなくて、その不審者情報、わかるものでいいのですよ。プライバシーに反しない、わかるもの、こういうことがあったということでもいいわけですね。

ですから、半年ぐらい前ですか、角田病院の西側に刃物を持った不審者が出たということで、あれは後から聞けば痴話げんかということでありましたけれども、そういうものの情報もいち早くその小学校に、中学校に行っている保護者には伝わるのですね。ですけれども、地域の人には何にも伝わらないわけですよ。ですから、この情報化時代なのですから、もうだれかがだれかに電話をするという時代ではないのです。もうアドレスみんな持っていますので、また区長さんだって携帯電話持っていますよ。アドレスに登録していただければ、区長さんのところにも素早く発信するわけですから、ですからもうこれは素早く対応していただきたいと思ひます。

そして、こういう質問をするのがなぜか私とか浅見議員と、年代が一番若い議員なのですね。ぼちぼち川端議員というぐらいで、一番浅見議員と私が若いのですけれども、もうこれからはどんどん若い人は情報をキャッチするのはメールなのです。電話ではないのですね。なかなかそういうところで柔軟な対応をしていただけないのが非常に残念であって、ちょっと頭をやわらかくして、ほかのところでこういうことをしているわけですから、検討すると言わずにできることからどんどんやっていただく、そしてできないことの原因を述べていただくのではなくて、取り組んでいただくということが必要だと思います。

また、行政のツイッターを入れているところもどんどんあるのですね。ツイッターというのは、地域でこういうことがありましたということで、住民がどんどん書き込めるわけですよ。そして、要らない情報は町が管理している場合は削除できますので、いろんなプライバシーのものを書いた場合は削除できるのです。もうそうした行政ツイッターの時代ですね。それでしたらいち早くこんなことがあったとかということがホームページでも知ることができますので、何かしらその情報伝達方法を検討していただきたいと思います。

続きまして、いじめのことに入ります。昨日、石川議員のその答弁の中で、まさしくそのとおりという教育長の模範回答、教育方針についていただきました。教育長の答弁を聞きまして、なるほどそのように学校の中がなっているのであれば、本当に全国どこの学校でもいじめはないだろうというくらいすばらしい回答と意気込みとその教育方針を聞かせていただきましたけれども、しかし実際にいじめというのはなかなかなくなるのが現状であって、いじめを認知するそのアンケートを実施しているということでありました。これは、無記名でされているのだと思いますので、定期的に行えばいじめが起こっている現状が把握されると思うのですけれども、小学生というのは割と親や担任に自分がこういうふうにいじめられているのだということを話すということはできると思うのですけれども、中学生ぐらいになると親とか担任とか、自分がいじめられているその心の弱みというものを余り見せたくないのか、なかなか話すということがないのではないかと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） 中学生の心理というのが、そこに働いているのではないかなというふうに思います。しかしながら、それでいいわけではございません。ですから、やっぱりその周りの人、特にふだんから毎日顔を見たり、会話をしたりしている教員も、そういう人たちが子供の変化に気づくという、そういう体制をつくっていかないとできないなど。それには、保護者であれ教員であれ、子供の動きあるいはちょっとした変化に気づくような感性を磨いていかなければならないだろうと、そういうことで今お願いしているところであります。

議長（宇津木治宣君） 備前島議員。

〔 7 番 備前島久仁子君発言 〕

7 番（備前島久仁子君） そのとおりだと思います。

先日の桐生市の子供の問題も、やはり担任が1人で抱えてしまっていてということがありましたけれども、1人で解決しないで問題を共有して行って、教師同士が皆で解決していくというすばらしい回答ではありましたけれども、実際中学校の先生などは授業に、そして部活にというので非常に忙しいのですよね。ですから、なかなか子供のそのいじめを目にしたとしても、なかなか自分でもう手いっぱい、忙しくてとてもほかのクラスなんかを見ている時間なんかはないし、自分のクラスで手いっぱい。まさしく先生が忙しいものですから、なかなかいじめがあってもそういうものに相談に乗ってあげられずにそれがずるずると長引くということなんかも聞いておりますけれども、その点はいかがですか。

議長（宇津木治宣君） 教育長。

〔 教育長 新井道憲君発言 〕

教育長（新井道憲君） 今、忙しいという言葉は言いわけにはならないというふうに私はとらえています。子供の変化がちょっとおかしいなと思ったら、それを担任に一言情報提供する、これも一つの大きな役割だと思います。だから、それができない学校では困るのであって、お互いの信頼のもとに、きのうも答弁させていただきましたが、教員同士の心がつながっていく、風通しのいい職場ということ、言葉で表現させていただきましたが、そういう学校でなくてはならないと。ですから、忙しいという言いわけにはならないというふうに考えております。

議長（宇津木治宣君） 備前島議員。

〔 7 番 備前島久仁子君発言 〕

7 番（備前島久仁子君） それから、担任に、いじめというのは子供同士の問題でもないのですね。また、担任から言葉の暴力を受けているという相談なんかもあるのですよね。中学生ですと、担任だから担任には話せない、親はそれを気づいていて、非常に子供を見ていて痛々しそうでということで、担任だからだれに話していいのかわからない。担任は、子供に対してそれほど気軽な気持ちで言っているのでしょうかけれども、あだ名で呼ぶとか言葉の暴力、教師の生徒に対するそういうものに対してはどのように対応されているのでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 教育長。

〔 教育長 新井道憲君発言 〕

教育長（新井道憲君） やっぱり子供も一人の人間としての人格を持っている存在だという考え方でいかなければいけないだろうと思いますし、ついこの間も校長会で、こういうケースがありました。「さん」や「君」をつけて呼ぶのはいいことですよと、そういう話題が校長会の議題というか話題で出されました。ですから、そういう気持ちを一つ一つ大事にしていると。そして、それを実践していくということが大事であるというふうに思っています。

議長（宇津木治宣君） 備前島議員。

〔 7 番 備前島久仁子君発言 〕

7 番（備前島久仁子君） 玉村町 5 つの小学校と 2 つの中学校があるわけですが、小学校と中学校が連携して一人の子供の成長を全員で見守っていく、また町で育てていくという、そういうことが必要かと思うのですけれども、その小学校と中学校の情報の連携、そういうものはいかがですか。

議長（宇津木治宣君） 教育長。

〔 教育長 新井道憲君発言 〕

教育長（新井道憲君） 特に小学校から中学校、きのうもちょっと話に出ましたが、「中 1 ギャップ」という大きな今課題を抱えています。したがって、そのギャップをいかに少なくしていくかということの中で、あるいは中学校 1 年生にいかに適応させていくかという中で、情報交換は密に取り組んでおります。来年度中学校に入る子供の様子はどのようなだろうということをやっていると。

それともう一つは、それぞれ先生方が小学校の今教育活動はどういうふうに行っているのだろう、中学校はどのようなだろう、つい自分の職場の中で限定されていますから、小学校は小学校のみで範疇で考えてしまう。ですから、今度は小中のそれぞれの指導のあり方を研究し合うという、そういう形で小学校の授業を公開して中学校の先生が見る、中学校の授業を小学校の先生が見るというような機会も予定して今やるということになっているわけであります。そんな形で、少しでもそれぞれの小中の立場の違いはもちろんありますけれども、共通部分は何だろうかということを探っていく企画を立てているところであります。

議長（宇津木治宣君） 備前島議員。

〔 7 番 備前島久仁子君発言 〕

7 番（備前島久仁子君） それはぜひお願いします。

以前にこんなことがあったのです。中学校に入った生徒が、小学校の先生にはとても情がいくわけですね。自分をとても温かく見守ってくれたと。中学校に入ったけれども、少し問題でわからないところがあるということで、仲間と先生のところに聞きに行き、小学校の先生にいろいろ教えてもらったのです。そうしたら、次の日、中学校で呼び出されたということですね。なぜ呼び出されるかという、中学校でわからないものは中学校の先生に聞けということで、非常に私たちは立たされて怒られたと。「何で小学校の先生に聞きに行ったらいけないんですか」、それは最も素朴な生徒の疑問だと思いました。町でやっぱり育てていく、小学校の先生でもだれの先生でも聞きに行ったらいいではないか、わからないところがあるのだから。その情のつながりということが、やっぱり生徒と教師ということは非常に大切であって、中学校の先生が自分のところに聞きに来てくれないのであれば、自分とのまだ情のつながりがなかったのかなという反省はあっても、子供に「何で小学校に聞きに行くんだ。自分の立場がないじゃないか」と怒るとするのは、これはもう間違いなことであって、そういう点で小学校と中学校のもっと情報交換、そしてもっと手をつないで子供たちを長い目で育てていくということが必要ではないかという思いでいます。それで質問したわけですが、こ

の件についていかがでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） わかりました。その事例については、確かに議員さんのおっしゃるとおりでありまして、子供を育てるといふ部分においては、やはり長い目で、長いスパンで考える必要も当然出てきます。目先のことも当然その場で指導していかなければならないものもあります。両方兼ね合わせて取り組んでいかなければいけないだろうと。お互いがそれぞれの立場を尊重していくということが大事だなというふうに考えています。

議長（宇津木治宣君） 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番（備前島久仁子君） 先日、小学校で保護者会がありまして、中学生のいる保護者の方が、いや、小学校はいいのだと、今中学校が非常に荒れていて困るということを複数の保護者から、今荒れているのだ、中学校が荒れている、そうしましたらほかの保護者が、いや、もう荒れているのはもうここ一、二年のことではない、もうずっと荒れているのだと、校庭をバイクで走ったりひどいものだというふうな話が出ました。

また、その聞いている先生たちも、「ああ、そうなんですか」って、「確かに伊勢崎市なんかよりも玉村町の中学校が荒れているという話はよく聞くのですよね」って、話がそこまで出たのですけれども、現実はどうなのでしょう。

議長（宇津木治宣君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） ちょっといつのことだかよくわかりませんが、私が赴任して以来、そんなに荒れている状況はないというふうに認識しているところであります。今、生徒指導の問題点につきましても非常に広域化しております。携帯等の連絡網がそういう面では発達しておりまして、伊勢崎市の東のほうの子供が高崎市の西のほうの学校の生徒とつき合っているとかいろいろありますけれども、おかげさまで玉村町は今現在そういうような動きはございません。どちらかといえば、ここ数年の中では一番安定しているのではないかなというふうに今認識しているところであります。

議長（宇津木治宣君） 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番（備前島久仁子君） それならよかったですけれども、その保護者会は先週の話でした。

それと、いじめについてなのですけれども、教育委員というのはどの程度いじめに関して周知しているのでしょうか。教育委員というのは、その学校内のいじめというものに対してどの程度かかわっている、どのくらい把握して、そしてそういうものを解決するに当たって何か教育委員がかかわることというのがあるのでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） いじめの実態や統計等につきましては、すべて教育委員会でお互いに情報交換しておりますので、報告させていただいております。教育委員会すべて教育委員さんは知っているということでもあります。ただ、実際にその子供の指導に当たって教育委員がかかわるということはありません。なぜならば、やっぱりそういういじめの問題とか人権の問題、これは大きく言えば人権の問題ですが、そういうものについてはお互いに信頼される関係にある、第三者がぼこっと行ってできるという問題ではございません。そういう意味で今現在、特に実際の指導には教育委員さんにかかわっていただいております。

議長（宇津木治宣君） 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番（備前島久仁子君） わかりました。

それから、例えば中学校で実際に5人ぐらいの生徒がいじめに遭っているという場合、それが担任が実際は5人いじめに遭っていた場合、担任が5人という数字を知るかどうか、そしてその5人いじめに遭っていたとしますと、それを校長先生がどれほど把握するのかなということを思うのですが、その点は確実にその担任のほうから学校全体の問題として、また校長には報告はされるのですか。

議長（宇津木治宣君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） いろいろご心配いただいておりますが、学校が一つの組織としてやっていく上では、簡単に言えば「ハウレンソウ」というシステムができ上がっていないと組織として機能するわけにまいりません。特にこういうようないじめの問題、そして命にかかわる問題につきましては、日ごろから情報交換等深めながら、気がついた時点で担任あるいは気がついた先生から学年主任、そして教頭、校長というシステムは確立していただいております。そうでないと、それも校園長会議等で常々指導しているところでありますが、それともう一つは、必ず複数で対応していただきたいということをお願いしているところであります。

議長（宇津木治宣君） 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番（備前島久仁子君） 非常にこういう問題は細心の注意を払わないとならない問題だと思えますけれども、いつの時代にもいじめというものはなかなかなくなるのでありますけれども、子供たちはわんぱくでけがしたりなんかして、学校で元気に過ごす分はいいのですけれども、それが長期にわたって精神的な苦痛を受けるようないじめが一日も早くなくなるよう、そして絶対に自分がされて嫌なことは人にも絶対しないという徹底した指導と、そして子供たちが絶対的な信頼を持って担任に何でも話ができる、また担任にできなくてもほかのクラスの先生にできるという信頼関係を築いて

いって、そして明るい子供たちを伸び伸びと育てていこうということで、学校もそうですけれども、役場の皆さんもそうですけれども、私たちが力を尽くして、そして未来ある子供たちを育てていきたいと思っておりますので、どうぞ今後もよろしく願いいたします。

では、以上です。

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。午後は１時３０分に再開いたします。

午前 11時46分休憩

午後 1時29分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 引き続いて一般質問を行います。

次に、6番筑井あけみ議員の発言を許します。

〔6番 筑井あけみ君登壇〕

6番(筑井あけみ君) 議席番号6番筑井あけみでございます。町長の許可をいただきましたので、一般質問を通告……議長の命を受けましたので、通告に従い一般質問をいたします。もう心が答弁者の町長のほうに向いておりまして、大変失礼いたしました。

ここ1年も早いもので振り返りますと、12月議会をもちまして1年が終了かなということ、この席に立つといつも思います。ことしは1月5日に文化センターで賀詞交歓を行い、玉村町もスタートしましたが、この12月定例議会でもまた議会のほうの1年の締めくくりかなということを感じます。私がここ最近、今一番ホットに心の安まるような体験ができたのを1つご紹介させていただきます。

去る12月12日の日に、総務の閉会中の所管事務調査で……11月の12日に総務の所管事務調査で千代田町のほうへ行ってまいりました。そのときに初めてお邪魔した千代田町なのですが、大変歓迎を受けました。お出迎えの感想なのですが、庁舎に入りましたら総務の議員皆さん感じたと思うのですが、全員の気をつく職員が全員が立ってお出迎え、「ようこそいらっしゃいました」という言葉をかけながらお迎えをさせていただいた。何か入っていくのに恐縮するような思いでありました。そんな雰囲気です。1日研修をし、実りのある研修をしてきたときに、こういう心のこもるといことは、お金もかけずにだれでもすぐにできることなのだなということで、このせわしい社会情勢を見ましても、国の情勢、世界の情勢を見ましても、ああ、こういうことなら自分からすぐにでもできるのだなということを感じ、本当に随行しました職員の皆様といい研修だったということを感じ、今でもその温かい気持ちが心の中に残っております。

では、最後の質問をしっかりとさせていただきます。質問事項、まず1項めからまいります。平成23年度予算編成はどのようになるのか。まだまだ地域経済は極めて深刻な状況にあります。当町

におきましても厳しい財政状況の中で、どのような予算編成となるのか伺います。

予算編成の基本方針内容。町税の減少が予測されるが、その対策と考えを伺います。自主財源の確かな安定的な確保の方策を伺います。

2項目め、地域福祉の推進事業はどうなる。高齢者や障害のある人たちを含むすべての町民が、安心して快適な生活を送ることのできるような、人に優しいまちづくり推進事業について伺います。

道路や公園、公共施設のバリアフリー化。障害者福祉センター、老人福祉センターの老朽化の課題。保健福祉総合センター、仮称ではありますが、の建設の考えはいかがか。

として、第5次総合計画にそのまま継続されていくのか伺います。

3項目めです。これは玉村大橋、新大橋の下にあります仮設テニスコート場の今後の利活用をどうするのか伺います。玉村中学校建設に伴い、仮設のテニスコート場を上福島下地区の玉村大橋西側に整備しました。中学校完成に伴い、今後の利用方法をどのように考えるのか伺います。

4項目め、前橋南インター周辺開発に伴う周辺道路状況の現状と今後の道路行政を伺います。前橋南インター周辺の開発がベイシアを中心に進み、本日一部オープンをして商店街が出現して大きく変貌していくと思います。人も交通量も格段にふえるのは明らかであります。その中で交通対策、道路対策は前橋市の新堀、下阿内地区は整備がなされていると思うが、インター以南の新橋建設促進が早急に求められてくると思います。現状をお伺いします。

また、過去に質問しましたが、前橋市と上樋越の境の諏訪橋についても、歩道等拡幅の周辺状況の進捗はどのようになったか伺います。

福島橋周辺の混雑、渋滞が近年再び始まったのはどうしてか、なぜか。理由と原因を把握しているのか伺います。朝夕は大橋完成前とほぼ同様、渋滞となっております。福島橋南の交差点について問題はないのか。以上、大型店舗出現により、特に上陽地区の道路行政にも藤川地区のほうにも関係し、多岐にわたり問題をはらんでいると思います。いずれも周辺に波及することは明白であり、その対策と認識を伺います。

関連して、インター以南の新橋建設後における高崎・玉村スマートインター付近の当町が検討を始めた農産物直売所建設についての大型商店街の影響を考えておくべきかと思えます。今後どう予測していくのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 6番筑井あけみ議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、平成23年度予算編成はどのようになるかの質問でございます。日本経済は、世界経済低迷による企業業績の悪化や給与所得の低迷、雇用情勢の悪化が依然として続いており、政府が行った緊急経済対策以降もデフレ脱却には至っておらず、特に失業率は5%を超える高水準となり、若

年層の雇用情勢は厳しい状態が続いております。さらに、海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動などにより、景気がさらに下押しされるリスクが存在しており、政府・日銀が6年半ぶりに行った為替介入や、日銀が4年3カ月ぶりに復活させた事実上のゼロ金利政策もその効果は限定的で、景気をめぐる環境の厳しさは増している状況にあると思っております。

また一方では、人口減少社会の到来とともに急速な少子高齢化の進行により、社会保障関係費の増加に伴う国民負担率の上昇による経済への悪影響も懸念されております。

そのため政府は、即効性のある雇用対策や特に需要創出効果の高い施策に重点を置き、予備費を活用した緊急的な対応策の実行に続き、円高・デフレ対策を盛り込んだ総額5兆円規模の補正予算を先週26日に成立させたところであります。今後も必要に応じて機動的、弾力的な対応を行い、さらに23年度における元気な日本を復活させるための「新成長戦略」の本格実施を図ることにより、デフレ脱却と雇用を起点とした経済成長の実現を目指すこととしております。

しかし、衆参ねじれ国会、これさきの尖閣諸島沖の衝突事件やロシア大統領の北方領土訪問、そして北朝鮮による突然の韓国・延坪島砲撃に対する政府の対応、さらに法相の進退問題や参議院における問責決議案可決など、与野党の対立が激化しており、今後の経済政策や運営が不安定になるという懸念も広がっております。

こうした中、当町における財政状況は、町税をはじめとする自主財源の落ち込みに伴い、基金残高が3年連続して減少する見込みとなっており、経常収支比率についても依然として90%を超える高水準にあり、財政の硬直化が続いている状況にあります。その上、高崎・玉村スマートインターチェンジや東毛広域幹線道路の開通に向けたアクセス道路の整備をはじめ、老朽化した教育、福祉、環境関連施設の整備などの生活関連社会資本の整備により、地方債依存度はさらに高まることが予想されております。また、人口については平成16年以降わずかず減少が続いており、少子高齢化は着実に進行しつつある状況となっております。

このような極めて厳しい状況ではありますが、当町が将来にわたって活力あるまちづくりを推進するために、引き続き行財政改革を一層推進するとともに積極的な企業誘致を展開し、安全で子育てがしやすく、働きやすい環境を整備することにより若年層人口の増加を図っていくことが急務となっております。また、第5次玉村町総合計画の初年度として、計画で示した目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

平成23年度予算編成に当たっては、この第5次玉村町総合計画と歩調を合わせたものとともに住民生活に深くかかわる課題に対しては的確に対応していかなければならないため、真に行政の負うべきサービスのあり方を再認識するとともに、未来へつなぐ持続可能で活力あるまちづくりを推進するため、「安心して暮らせる明るいまちづくり」や「みんなが主役の協働のまちづくり」、「にぎわう交流と発信力の高いまちづくり」、「町民ひとり1スポーツの健康なまちづくり」、そして「元気な地域経済で活力あるまちづくり」の5つを平成23年度の重点施策として取り組むこととしたし

ました。

その中で、地域福祉の推進事業ということでございます。道路の歩道や公園の施設等のバリアフリー化については、比較的最近に整備されたものについては移動等円滑化基準ガイドラインに準拠し、バリアフリー化を実施しております。また、既存の歩道や公園でバリアフリー化ができていない施設についても、利用者の状況を確認しながら必要な箇所について今後も整備を進めていきたいと考えております。

次に、障害者福祉センターの老朽化の課題についてお答えいたします。「障害者福祉センターたんぼぼ」は、旧第一保育所の建物を改修し、施設を運営していますが、昭和45年に第一保育所として建築されてから既に40年が経過しています。利用者もふえ、老朽化と手狭さにより大変不便な建物となっておりますのは認識しております。

今後も通所希望者がふえると聞いております。来年度は20名近い通所希望者がふえるということだそうです。一刻も早く利用者や保護者の方々の意に沿えるよう、今定例会に設計委託料を補正させていただき、来年度に当施設の敷地内に別棟で建築をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、老人福祉センターの老朽化の課題ですが、老人福祉センターは昭和63年3月1日に開所して以来22年を経過しております。施設の設備などにもふぐあいが生じていることから、今年度は空調設備の更新を行ったところであります。また、屋根の防水シートの張りかえや外壁の塗装のやり直しを計画的に行っていきたいと考えております。施設としては22年を経過していますが、高齢者の憩いの場として重要な施設と考えておりますので、引き続き安全に利用できるように対応してまいりたいと考えております。

次に、保健福祉総合センター、これ仮称でございますけれども、その建設の考えということでお答えいたします。今年度で計画期間を終える第4次総合計画では、人に優しいまちづくりを推進するための施策の一つとして、保健福祉総合センターの建設を目標に挙げておりましたが、この課題につきましては庁内検討委員会において、行政ゾーンの充実を図るべく役場庁舎東への建設を念頭に調査検討した結果、現状では実施は難しいとの結論に至りました。詳細につきましては、昨年6月の議会全員協議会でご報告をさせていただきましたとおりでございます。

言うまでもなく、すべての住民がともに助け合い、安心して暮らし続けることができる社会を築くために、地域福祉の充実が不可欠であります。当町では、午前中の質問にありましたとおり、民生委員児童委員や社会福祉協議会などが中心となり地域福祉を支えてくださっていますので、策定中の第5次総合計画ではこうした組織の強化や組織間の連携及び保健・福祉・医療の相互協力などが、より円滑に図られるようネットワークの構築を主要事業にしています。福祉サービスの拠点施設の建設につきましては、将来的な課題であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、ご質問の玉村大橋の下にございます仮設テニスコート場につきましてのことに回答いたしま

す。玉村中学校の全面改築に伴い、旧テニスコートの上に新校舎が建設されるため、新たなテニスコートが整備されるまでの間、一時的に県から河川占用許可をいただき、練習場の確保をしてきたものであります。その中学校の改築も校舎をはじめ体育館、プールも完成しており、ご承知のとおり、ほぼ完了が近づいているところであります。11月末にはようやく4面のテニスコートが新たに完成いたしましたので、今後河川敷のコートから中学校敷地内のコートに場所を移しまして、元気にテニス部が練習に励んでいるわけでございます。

したがいまして、上福島河川敷のテニスコートにつきましては、学校といたしましては基本的には必要なくなるわけでありましたが、せっかく費用をかけて整備したテニスコートでございますので、今年度末で切れまず河川占用許可の延長を県土木事務所にお願ひし、許可が得られれば新年度からスポーツ振興室に管理を移管しまして、一般のソフトテニス愛好者に開放していきたいと考えております。また、この中学のテニス部ですけれども、非常に人数が多いということでございまして、とても今の新しいコートだけでは間に合わないということで、もしこのテニスコートがそのまま使えるとすれば、中学としてもこのテニスコートを練習場として使いたいというのが希望でございます。

続きまして、新橋建設の現状について申し上げます。前橋南インターチェンジ以南の利根川新橋についてですが、現在前橋市、高崎市及び玉村町で構成されている県央南部地域連絡道路・新橋建設促進協議会を通じて、毎年県に対し要望活動を行ってきているところでございます。これは午前中に答えたとおりでございます。要望内容については、当該路線について県道昇格し、利根川新橋の建設促進並びに高崎市新町への延伸及び烏川新橋の建設促進について要望活動を行っております。特に利根川にかかる新橋区間及び玉村町地内の連絡道路区間につきましては、建設促進区間として要望しているところでございます。

続きまして、諏訪橋周辺の歩道についての質問でございます。県道前橋玉村線の端気川にかかる諏訪橋周辺の歩道の件についてですが、この路線につきましては、福島橋から前橋方面へ向かう場合には、歩道は北側にあります。それが前橋市内に入ると、南側に歩道が設置されているという状況でございます。ですから、自転車や歩行者は一たん前橋市に入ると県道を横断しなければならず、これは不便な状況になっておりますことから、県の前橋土木事務所並びに伊勢崎土木事務所に歩道設置の話をさせていただきまして、県道北側の歩道が連続するよう要望したところ、前橋土木事務所並びに伊勢崎土木事務所から県に調査費用を要望していただくことができました。よって、今後は前橋市側の北側未整備区間、これ300メートルでございます、300メートル及び玉村町側の未整備区間70メートルの整備について、県のほうへ早期整備を要望していきたいと考えております。これは、かなり先ほどのベシアの開店というのに合わせてこの歩道の設置は具体化してくると思いますので、また要望したいと思ひます。

続きまして、福島橋周辺の混雑についての質問にお答えいたします。平成13年に横手大橋並びに玉村大橋が開通し、福島橋の交通量は減少したものと思ひますが、平成19年に福島橋南交差点が

整備され、福島橋を北から南に渡り高崎方面に通行するために、交差点を右折する必要が出たこと、また福島橋を南から北への通行は交差点を前橋方面に左折する必要が出たため、朝夕の通勤時間帯の福島橋南交差点周辺は、右折車の容量オーバー並びに左折車の時間のロスにより渋滞しているものと思われます。今後、東毛広域幹線道路が開通することにより、北から南に通過する車両は、福島橋南交差点を直進し、文化センター通りから東毛広域幹線道路を利用して高崎方面に通行する交通量が増加することが想定されること。また、福島橋を南から北に行く交通量は、伊勢崎方面に行く車両が東毛広域幹線道路に分散することにより、福島橋を通過する交通量が減少することが想定されることから、東毛広域幹線道路完成後の道路利用形態を見きわめた上で、必要な対策並びに関係機関への要望を行っていきたいと考えております。

続きまして、スマートインターチェンジ周辺の農産物直売所建設への影響についてということでございます。これまで農産物直売所の必要性やその効果、設置意義については、議会や委員会等の機会において説明をまいりました。その内容は、農産物直売所設置の基本構想コンセプトとして、「地域住民と農業生産者の交流の場」、「玉村町の魅力を発信する基地」、「地域住民に愛される生活利便性と地域密着型」、「農業振興と地域内消費の拡大」の4つのテーマの実現でございます。

このように基本的なコンセプトがベイシアを中心としたスーパーモールとは全く違うものであり、またスーパーモールと競合する施設ではありませんので、影響は全くないというわけではありませんが、影響は非常に少ないと考えておりますので、この形で推進していく予定でございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） 2回目からの質問は自席でいたします。

質問事項の1番からいきたいと思います。23年度予算編成に当たりまして、第5次総合計画の基本将来像と歩調を合わせるというようなご答弁をいただきましたが、ではこの4つの理念に基づく来年度予算の具体的なものというのがありますか。新規予算事業でもよろしいし、具体的に盛り込みをしていくような予算。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 来年度予算の予算要求でございますが、現在各課において十分検討して、第5次総合計画のスタートに合わせて予算要求書をつくっているところでありますので、まだ確定的な条項については見えてきていないのが現状でございますので、よろしくご理解いただければと思います。

議長（宇津木治宣君） 筑井あけみ議員。

〔 6 番 筑井あけみ君発言 〕

6 番（筑井あけみ君） 質問の中に大きなものが私の質問の内容にもあるので、そういったものも来年度予算に盛り込まれていくのかなというような思いもありますが、では1つ私のほうから予算に向かいまして提案をしたいと思うのですが、それは先日やっぱり千代田町のほうに視察に行っていました。安心なまちづくり、それから国保税の抑制、保険料の抑制の概念から、すばらしい事業をしているということを調査できました。

それを1つここでご紹介したいと思うのですが、健康ダイヤル事業といいまして、24時間千代田町さんの町民の相談を受けるというような事業でございました。これを聞きましたらば、大変その成果、また効果が出ているということ。国保料金の抑制にもつながり、また町民の安心安全につながっているということで、平成18年からの取り組みかなと思うのですが、現在に至って利用度も大変よろしいということを聞いてまいりました。

この事業の内容と、それから期間と費用とかも具体的に聞いてまいりましたらば、千代田町さんの人口の割合でいきますと、年間24時間対応で民間企業に委託をして120万円の予算でできている事業だそうであります。これは私たち総務委員会としても、帰りの車の中においていい事業であり、当町においても来年度からすぐにも盛り込んでいけるような事業ではないかということを皆さんで確認しながら帰ってきました。

ひとつこのような提案をしたいと思うのですが、担当になります課長さんとしては予算の組みに対して新規事業というのを前向きに考えるか、入れていくとかということまで感じたと思うのですが、まずそういった事業があったということを町長からお答えいただき、担当課長さんからもお返事いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔 町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） 町民の皆さんがこういうことによって非常に安心感があるということは、医療費の抑制になるということでございますので、これは前向きに検討していきたいと思っておりますけれども、うちのほうも相談はやっているのですよね。ただ、24時間やっていないので、5時まで昼間の時間やっているわけでございまして、果たしてそれが夜までどの程度の夜間の利用度があるかというのを、またこれ見なくてはいけないかなと思っております。夜の場合は、消防が24時間やっておりますので、何かあれば救急車を呼んでいただければすぐ飛んでいきますし、そういうのは十分にできていますので、結構千代田町が24時間やっていると言ったけれども、玉村町の今の状況と比べて私はそれほど遜色ないのではないかなと思っておりますけれども、課長のほうからまた細かいあれを答えさせます。

議長（宇津木治宣君） 井野住民課長。

〔 住民課長 井野成美君発言 〕

住民課長（井野成美君） 千代田町のほうで事業委託している会社のほうに事業の内容をこちらで確認させていただきまして、24時間の電話サービスということは間違いないのですが、相談内容としましては、医師、保健師、看護師等によります健康・医療・看護・介護・メンタルヘルスの相談、それから夜間休日の医療機関情報の提供、それと専用回線を使いますので、専用回線の名前としては、詳しいことは聞いていないのであれなのですが、玉村町電話相談ということで登録すれば玉村町電話相談というような名前でその登録ができるのだと思います。

それから、フリーダイヤルとなっておりますので、通話料金のほうは一応契約の金額のほうに盛り込まれているということなのですが、担当課長ということで住民課でやることになりまして、国保会計の中でもしやるとなれば、国保の加入者だけを対象にフリーダイヤルというわけにはこれなかなかいかないと思いますので、もし住民課で国保会計の中でやるとするのであれば、人口割なり世帯割なりをしてやっていくことになってくるのかとは思いますが、健康だけではなくて介護だとかメンタルヘルスの相談も受けますよという話になってきますと、これはほかの課に振っては大変申しわけないですが、健康福祉課のほうでやっていただくとありがたい事業なのかなと思うのですが。

議長（宇津木治宣君） 筑井議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） 課長も一緒に同行してまいりました。その正直なところの感想というのですか、この事業に対してどんなふう感じてまいりました。

議長（宇津木治宣君） 井野住民課長。

〔住民課長 井野成美君発言〕

住民課長（井野成美君） 私もその場で聞いているときは、大変いい事業かなとは思ったのですが、帰ってきましてその保健センターのほうに聞いてみますと、私たちの場合は共済組合のほうに加入していますので、共済組合のほうで一応そういった電話相談のほうはやっているということで承知しています。

それから、大きな会社なんかですと、会社独自で電話相談も受けていますので、契約の金額にもよるのでしょうけれども、簡単には考えられないかなとは思っているのですが、大変いい事業だとは感じます。

議長（宇津木治宣君） 筑井議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） 今、町長にも答弁いただきましたが、町長と一緒に私たちと視察に行きませんでしたので、その雰囲気、環境がわからなかったと思うのですが、この千代田町さんの小さな町であってもこういう思い切った事業をし、民間に委託し、24時間千代田町の町民が安心して暮らせるように、わざわざ一から十まで救急車を呼んで病院に行かなくも済むように、夜中に家族が病院へ

連れていかなくも済むように、その予防としてこの健康ダイヤル利用をしているというようなお話で
ございます。

それから、ただいま課長のほうから説明ありました。うちのほうも委託したり、いろいろなところ
でこのような似たような事業をしているというお話を聞きましたが、これは一つ一つの部分的なもの
でありまして、町独自で一つのこういう事業としてしているというものではないと思うのですよね。
それは今まで従来どおり、どこの町村でもその辺の落ちのないようなケアの事業はしていると思うの
です。これを一つのものとして、例えば赤ちゃんのこと、お年寄りのこと、それから相談したいけれ
ども、なかなか心の悩みが相談できないというようなときに、こういう電話を使ってしているとか、
幅広い人たちのスタッフで相談を受けている。これこそいい効果が出ているのではないかと思うので
すよね。そういう認識をもう少し町長に一步前進した考えを持っていただかないと、こういう事業の
取り組みなんかできないと思うのですよ。今のことでいいというものではないのですよね。玉村町の
よさを出すのであれば、そういうような頭の切りかえをしていただかないと事業はできないのかなと
思うので、来年度の予算に向けてこれは強く所管事務調査でも要望しましたが、ぜひとも取り組んで
いただきたいというのが私をはじめ総務の委員の思いだと思いますので、町長その辺の受け入れのお
考えがちょっとずれているのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 細かい資料まだいただいていませんので、私の今までの聞いた範囲内では、
玉村町もこの程度のことはやっているのではないかという気持ちでございました。それでそういう回
答をしたわけでございますけれども、今一番大事なことは、いかに病気を予防するかということで、
病気になってからどうするかではなくて、予防医学が一番大事でございますので、その辺は私も十分
認識しておりますので、その予防医学にどのくらいそれが効果があるかということは考えさせていた
だきます。

議長（宇津木治宣君） 筑井議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） 何の事業でも何を行うのにも予防、それから段取りが一番だと思うのです
ね。そういうことに取り組む姿勢があるかないかの首長のお考えによって、こういう事業というのは
できるのではないかということを思いますので、これは町長にしっかりと宿題としてお願いしておき
たいと思います。

では、引き続きいきます。町税の減少が予測されます。その対策と考えは具体的に、先ほどの答弁
では何かちょっとよくわからなかったなので、その辺をどんなふうに町の代表として町長はお考えなの
か、一言でお聞かせください。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 町税の減収は予想されますというのか、町税は減少しております。私常々職員にも言うのですけれども、収入と支出のバランスを考えるとということでございます。収入が減ってきたら支出も減らすのであります。ただ、支出を減らすということによって、町民サービスが落ちていきますと、これ非常に町民の皆さんは不安に感じますし、大変でございます。それを町民サービスを落とさずに、この支出を減らしていくということは、まずその減らせるもの、無駄を省いていくということが一番大事だと思っております。

ですから、今国会、国でやっています事業仕分けということで、各自治体もやっているところもございまして。もちろんこの事業仕分けというのは、我々はもうそれをしなければ生きていけない自治体でございますので、これはもう本当に事業仕分けをしているわけでございますけれども、その辺をもっともっと事業仕分けを厳しく真剣にやっていくというのが、私はこの町税の減少に対する対策であるし、もう一つはこの減少させないようなやり方、皆さんからいろいろと提案がありました企業誘致、人口の減少を防ぐ、そういうことをこれからますますその辺に力を入れてしていかななくてはならないなという感じを持っております。

議長（宇津木治宣君） 筑井議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） 町民の税金を基本として予算を組んでいき、町民サービスの低下のないような事業を行うというのが町長の仕事だと思うのですが、では人件費の問題。その予算の中の人件費というものの割合というものはどのような推移でいくのかな。来年度はどうなるのかなというところはいかがですか。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 人件費のお伺いですが、大体20%ぐらいで推移しているのではないかと考えております。今現在町では行財政改革ということで、人件費と経常経費の抑制に努めているところでありますので、その計画に基づき抑制に努めていきたいと考えております。

議長（宇津木治宣君） 筑井議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） その次のもう一つです。自主財源の確かな安定的な確保の方策。町長は、頭の中でどんなふうを考えていらっしゃるのでしょうかね。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） やはり人口を減らさないということですね、若い人をどうやってこの町に呼び込むかということが、町税の安定的な確保を見る最大の基本かなと考えております。

議長（宇津木治宣君） 筑井議員。

〔 6 番 筑井あけみ君発言〕

6 番（筑井あけみ君） 来年度も見通しのほうはなかなか思うようにいかないと思うのですが、しっかりと地についたような予算編成をしていただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

2 番目の地域福祉の推進事業についてでございます。この質問は、第 4 次後期計画の中から私が質問を出させていただきました。ここの障害者福祉センター、建物 40 年経過、もう 40 年もたっている建物というのは住んで生活してはいけない建物になると思うのですよね、建築基準法とかからいくとね。そういうところに、まだそこを利用していただかなくてははいけないというようなことを、これはしっかりと考えていただかなくてははいけないと思うのです。

昨日、玉村町の庁舎の外壁のタイルがぼろぼろ何枚か落ちてきた。そのほうも大幅にいずれ考えていかななくてはならないというようなお話をしておりましたが、庁舎の建物というのは何もサービスのところには直接影響してこない建物なのですね。庁舎というものは、住民の玉村町の象徴である建物かもしれないけれども、使い方や考え方によってはまだまだそのまんまでもやっていけるように思うのです。何も立派なタイル張りにしなくたっていいではありませんか。その当時はそれがよかったということでしたと思うのですが、今の現状の懐、収入を見て考えていけばいいではありませんか。そうではなく、税の公平性、町民 3 万八千何百人に公平に考えていくのであれば、この障害者福祉センター、また老人センターの老朽化ということもまず冒頭には考えていかななくてははいけないと思うのです。その辺の考えが今の答弁聞いていましたら、町長の答弁聞いていましたら、ちょっとまだ薄いのかなということを感じました。

来年は、たんぼぼのほうにも利用者がふえるというのが明らかです。仮設の施設を建てるということで、補正予算も組んできております。私、町長のことしの福祉大会のときのごあいさつを聞いておりましたら、「ことし暑かったですね。大変暑かったですね。本当に福祉の皆さんもあそこの建物で暑かったですね」というようなあいさつを思いながらしていたのだと思うのですが、あそこの建物はここの庁舎よりももっとすごく暑いのですよ。暑い。そういう思いが町長のあのあいさつからは私は伝わらなかったと思うのですね。だから、利用者の人たちがお願いをできるのはその大会のとき、保護者の方からいつも要望やお願いが来ていると思うのですが、それは毎回そこでするだけのものではなく、中身を訴えていると思うのですね。ぜひともこの第 5 次総合計画の中でこの辺も頭に入れながら、この 40 年もたった建物を利用させるなんていうのは町長として恥ずかしいではありませんか。それを考えていただきたいと思います。

それから、老人福祉センターの老朽化。ここは、デイサービスもしております。私も見せていただいておりますが、もうその 22 年もたっている建物なので、デイサービスをするのにとても使いづらい中の配置になっております。その辺も考えていただき、利用度が高くなってきているところも改善

しなくてはいけないのかなということを考えております。でも、建物を建てるのを考えると、大変切りもなく、あっちもこっちもという考えが町長の頭の中にあると思うのですが、ぜひこの辺は第5次総合計画のほうに継続されてしっかりと検討していただきたいところではないかと思っておりますので、私は町民の声を大にしてこの場で伝えるのですが、町長いかがでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 40年使ったということは、大変私は意義があるなと思っております。手狭になるということでプレハブの新しい建物を一応つくります。40年たっている建物でございますけれども、木造でございますので、非常に決して行ってぼろぼろのところ座っているわけではない。行ってみると結構いい、座り心地のいい建物でございます、確かにことしの夏暑かったと思います。それは十分にわかっておりますけれども、みんなして大事に使えばこういうふうになんか長く使えるのだなということ、これも一つみんなの協力のおかげかなと思っておりますし、町は障害者福祉に対して非常に力を入れておりまして、結構障害者のたんぼぼには町外、高崎市、前橋市、伊勢崎市からも生徒が来ております。そういうところでございますので、今筑井議員さんのほうからちょっときついお言葉をいただいたのですけれども、建物もそういうことでございますけれども、心、その中の気持ちは大変玉村町の人たちは温かい気持ちで迎えておりますし、そういう意味でその建物の古さをカバーしているのかなと感じております。

議長（宇津木治宣君） 筑井議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） 町長の今後に期待いたします。

では、次の質問に移ります。玉村中学校が上福島の下地区の河川敷にテニスコートを整備して、いよいよ終了していきます。その後の利用方法について地元からも地域からも、また中学校の親御さんからも、いろいろな声が出てきていると思うのですが、ここをしっかりと町としてどんな使い方をするかというのをここでお答えをいただきましたので、町の管理として整備をしていただき、テニス場として残していただきたいと思うのですが、中学校の1つ教育長のほうにお尋ねしますが、玉中のほうでもやはり今後コート場のほうが足りないときはここを利用したいというようなお考えということですか。

議長（宇津木治宣君） 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） 基本的には南中のほうもテニスコートを今造成しているところでありますけれども、それぞれ4面ということで基本的にはその範囲でやっていただくということを原則に考えているところです。

議長（宇津木治宣君） 筑井議員。

〔 6 番 筑井あけみ君発言 〕

6 番（筑井あけみ君） 大変きれいに整備していただき、我が上福島でも土手の草刈りをしたりして、いつも子供たちに気持ちよくテニスコート場を使ってもらおうようにしておりました。これは区民の人たちの努力もあると思います。また、中学校にも近いし、玉村町の中央にも位置しているようなところでもありますので、町としてのしっかりとした管理のほうを要望したいと思います。

次の質問に移ります。第 4 項目めの質問であります。この先日、新橋建設促進委員会というのが県庁のほうであったかと思うのですが、そのときの様子、またここへ来て大きな変化、またそのような関係の県または前橋市、もちろん玉村町からも町長も出席なさっていたと思うのですが、大きな変わりとかお言葉とかというのはありましたですか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔 町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） 私が議長をしておりましたので、さっき午前中に述べたとおりでございますので、もっと細かいのを都市建設課長も行っていましたので、ゆっくり聞いたと思いますから、私は議長をしていたので緊張してやっていたので、みんなが言ったこと余り細かく覚えていないので、都市建設課長のほうから発表してもらいます。

議長（宇津木治宣君） 横堀都市建設課長。

〔 都市建設課長 横堀徳寿君発言 〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 午前中町長がお答えしたとおりでございます。整備部長さんが申せるのは、午前中もお見せしました県土整備の計画、その本の中で地域計画、それで玉村町についてはもう広幹道だということで、それを 1 年もうそれを仕上げるまでということで、その次の計画で大胡線の話はあるのですけれども、それよりも午前中答弁させていただいたように、ベイシア付近が、南インター付近が大分込んできましたから、その延長線上で私どもが昨年度つくっておきました図上からですけれども、拾いまして縦断、そしてまた横断、横断はできていませんけれども、平面図と縦断図を県のほうに提出、貸し出してあります。ですから、それを見て早急に整備のランクが、県道の中の格付というその整備の中のランクづけが上がるのではないかなというふうに私のほうでは憶測をしております。

議長（宇津木治宣君） 筑井議員。

〔 6 番 筑井あけみ君発言 〕

6 番（筑井あけみ君） 大変そういう大型店が出たり、大きな開発ができますと、その周辺の流れ、動きは大きく変わってきます。そうしますと、玉村町においても大きな影響も出て、流れも変わります。これはもう明らかにそれが身近に出てくるのではないかと、近年早々出てくるのではないかとということも感じながら町政、またそういった道路行政のほうもお考えいただきたいと思います。

次の質問ですが、私が過去に質問しました上樋越のところの大変歩道の使い勝手の悪さ、危険など

ころ、それについて先ほどの答弁で前向きに県のほうでも予算をつけていただけるというようなお話をいただきましたが、そうしますと来年あたりには工事が始まるのでしょうか、担当課長にお尋ねします。

議長（宇津木治宣君） 横堀課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 南インター付近の開発に伴って歩道の部分が連結、つながっていないということを県のほうの土木事務所も重々承知しております。ですから、当然要望、調査費等はつけていただける方向になってくるかと思っております。

以前、同じ質問を受けたときに、滝口さんが県の、玉村町在住で中部県民局長していましたので、私もその当時土木事務所の次長、副所長かな、たまたま同級生だったものですから、もうちょっと早く来てくれりゃよかったんになんということ。ですから、私のほうも機会、平成21年度から私担当して、こちらの仕事を今していますけれども、もう少し早目に来てくれればなんていうのを滝口さんもそのとき残念がっていましたけれども、せっかく玉村町出身で毎日県庁に通っていたのですから、その車で通ることはあったのだと思います。ですけれども、自転車で県庁に通ってくればよくわかったのかなと思って、残念でしたということを経験的に所長室で話をしてきたのですけれども、ですからその辺のことはまた次の所長さんにも引き継いでいるかと思っておりますので、また改めて町長はじめ土木事務所のほう、また中部県民局のほうでも言っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

議長（宇津木治宣君） 筑井議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） 一步も二歩も前進するような思いかなと思います。

もう一つです。福島橋周辺のこの混雑。今町長のほうから答弁いただきました。19年度からのこの福島橋南の交差点整備、あそこの県道はマスタープランに入っているような事業だと思うのですよね。あそこ福島橋を渡って福島橋の南の信号の先、延長というのは道路の行政としての計画の中に入っているのですか。また、それは道路のほうの事業は新大橋のほうにまでぶつかるような予定になっているのですか。

議長（宇津木治宣君） 横堀課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 都市計画道路としまして平成5年かな、位置づけになっております。ただ、県道の今天満宮のところととまっていますね、コンビニのところ。それから東へ延びていく計画は道路決定されております。県道の高崎伊勢崎線、それらのほうの延長線上で県のほうの県道の昇格ということでなればなりますけれども、先ほどからの何人かの質問と同じになりますけれども、広幹道ができて交通量の中でどうなるかというふうになるかと思っております。それでことしの秋口ですかね、10月ごろに皆さん県道を走って気づいたかと思っておりますけれども、交通量調査された風景、交

差点のところでは要所要所あったかと思えます。うちのほう玉村町では、筑井議員の質問に係する福島橋ができたのが59年の10月に今の橋ができたと思えます。古い橋から新しくなったのが59年の10月だったと思えます。そのときに、それ以降に調査したのが平成11年で、この場所は斎田の観音寺、南に材木屋さんがあった場所なのですけれども、北が今お店ができていかな、県道の北側。東和銀行の西のほうになりますけれども、その場所の県道で交通量調査しております。そのとき、平成11年が1万2,034台で、平成17年、これ県内の交通量調査というのは5年に1度しますから、平成17年のときには9,514台ということで、玉村大橋ができたのが平成13年度ですから、斎田の前のところでは少なくなっているというような数字が出ています。

ですから、福島橋の南側のところの信号で右折帯のところでは込んでいますけれども、実際の流れとしては数字が減っています。それとまた、ことしの22年が、17年から5年後でことしの秋にあったわけですが、元の福島橋の今のコンビニのところですね、その橋のたもとのところの宮下石油の入り口、そこでも調査しました。そこでは、現在7,436台というような数字、それは平成17年、11年には調査地点とはなっておりませんでした。ですから、新たに調査地点がことしに入ったということは、その広幹道ができる流れ、それと玉村大橋、それと先ほどからの与六分前橋線、それらのほうをもう一度県道の流れ、県央の玉村町中心、その流れをどうしようかという検討をするたたき台のための調査地点に1個なったのかなというふうに私のほうでは推測しておりますので、その数字が県のほうへ行くわけですから、見直しというものが出てくる可能性があるというふうに希望を持っておりますけれども。

議長（宇津木治宣君） 筑井議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

6番（筑井あけみ君） 今後、この道路行政においては、当町においてもなかなか途中でとまっているような道路もありますので、しっかりと見ていただき、町長はじめ担当課長には今後またお願いしたいと思います。

大型店が南インターにできますと、上陽地区に流れる車も細い道路にまで入ってくる、これはもう予想ができますので、その辺の状態も見ていただきたいと思います。

町長に最後にもう一つお伺いいたします。いよいよスマートインターができ、また町の雰囲気も変わっていき、道の駅構想、また農産物直売所について町長前向きに考えておりますが、来年度の予算をつけながらこの辺を行っていくのかというところの意思決定のほうはいかがなのでしょう。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 道の駅については、今県との交渉に入っております。この県との交渉の見通しを見て、道の駅、そして直売所等の構想を広げていくということでございますので、どの程度予算に入れるか、いつ入れるかということは、今のところちょっとまだ白紙でございますけれども、県と

の進捗状況を見ながら進めていくということで理解していただきたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 筑井議員。

〔 6 番 筑井あけみ君発言〕

6 番（筑井あけみ君） では、進めて前向きに行うというふうに理解してよろしいのでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） はい、そのとおりでございます。進めていくということで、県と今協議をしているということで理解していただきたいと。

議長（宇津木治宣君） 横堀都市建設課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 道の駅構想が今出ているわけですが、広幹道の推進室のほうで伊勢崎土木のほうで三川さんが中心に進めております。県のほうでは、広域幹線道路を広く土地を求めた場所がありますから、どうしてもその未利用地、将来使うという高盛土の今暫定的に空き地になっている場所、その場所のところへスマートインターチェンジのそばにはぜひとも使いたいという県のほうの組織の中で用地を買って預かっているほうの立場とすれば、それに進めたいということでありますので、県の中では進んできておりますので、じきにできるかと思えます。

6 番（筑井あけみ君） ありがとうございました。

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。午後 2 時 4 0 分に再開いたします。

午後 2 時 2 9 分休憩

午後 2 時 4 0 分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 次に、3 番原幹雄議員の発言を許します。

〔 3 番 原 幹雄君登壇〕

3 番（原 幹雄君） 3 番原幹雄でございます。傍聴の皆様には遅くまでありがとうございます。けさの上毛新聞を見ていましたら、東毛広幹道が 1 年前倒して開通になるというふうな話がありまして、ああ、それではそれに関連する町の道路整備状況を聞いたほうがよかったかなというふうに思いましたが、これはまた後にしまして始めたいと思います。

また、実は今町の重要民俗無形文化財ですか、に指定されております火雷神社の御神事というのが 1 1 月 2 8 日に始まりまして、この間は大声を出したり鳴り物を鳴らしたりそういったことで騒ぐと、後で大風が吹いたりして、作物に災害がもたらされるという、そういう言い伝えのある期間でござい

ます。一応10日まででございますけれども、そんなわけできょうは肅々と、かつできましたら品格を持ってやりたいと思いますので、よろしく願います。それでは、通告書に従いまして3点質問させていただきます。

まず最初は、「玉村町らしい風景とは何か」という表題でございます。町の人たち、特に子供たちが将来玉村町として思い出す風景はどのようなものがあると思うか。そして、そのような懐かしい風景を保全・維持するため、町の人たちと協働で施策を行っていく必要があると思うが、どのようにお考えになるかということです。

特に小中学校7校の校歌を見ますと、7校のうち6校の歌詞に、利根川、烏川あるいは上毛三山のいずれかが歌われております。この校歌に歌われているこれらの風景というのは、通学路を囲む水田とともに玉村町の懐かしい風景の最有力候補になると思うが、いかがお考えになりますかというのが1点目です。

第2点ですが、表題は「健全な財政とは」ということでございます。玉村町の財政は健全であるというのが大方の見方でございますが、歳出に占める公債費の割合が平成17年度以降10%を超えてきたのも事実であります。地方交付税算定に組み込まれる事業に町債の発行を絞ってきたので、実質公債費比率は7%台と低位にあり現状問題はございませんが、公債費の増加というのは義務的経費がふえ、町の独自事業の財源を圧迫しているとも言えます。また、財政力指数を見ますと、平成20年度の0.891をピークに、21年、22年と低下してきてはおりますが、今後地方分権や税源移譲が進みますと、当町が不交付団体となる懸念もあります。不交付団体となると、地方交付税で返すという町債の活用方針がひっくり返ってしまうと思いますが、どのように考えているか。不交付団体となることも想定して、独自事業に対する財源の確保をにらんで町債の活用・管理を再考しておく必要があると考えますが、ご見解をお伺いします。

3つ目です。風邪・流感予防のためのうがい、手洗いの継続実施をということでございます。心配していた平成21年度の国民健康保険特別会計が、一般会計からの繰り入れ、最終的には追加の繰り入れですが、を行うこともなく決算を迎えることができました。新型インフルエンザ対策としてごぞうがい、手洗いを実施したことが、医療費の伸びを抑えることに一役買ったのではないかと思います。せっかくよい習慣がついたのですから、ぜひ今年度も昨年並みのキャンペーンを行っていくことが必要なのではないかと考えます。

以上で第1回目の質問を終わります。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 3番原幹雄議員の質問にお答えさせていただきます。

火雷神社のお祭りだということで、静かにやらさせていただきます。

まず初めに、玉村町らしい風景とは何かについての質問ですが、ご指摘のとおり、町内の小学校や

中学校の校歌には玉村町を流れる利根川や烏川、群馬を象徴する眺望のすばらしい上毛三山などが使われております。その校歌を歌うことで玉村町を思い出す人もいると思います。これらの校歌で歌われている歌詞は玉村町を象徴している風景と考えられ、玉村町を思い起こす懐かしい風景と言ってよいかと思っております。また、この歌詞に出てくる風景以外にも玉村町では全国的にも珍しい二毛作が行われているこの田園風景などがあります。玉村町にはまだまだすばらしい風景が残されております。子供たちと話をしますと、大変この辺を子供たちも考えている、玉村町のこの風景を残してくださいという話をされます。

これらの風景を保全・維持していくことは、魅力あるまちづくりにおいて非常に重要であると考えておりますが、ご指摘のとおり行政だけでこの風景を保全・維持していけるものではありません。これらの風景は地域の共通財産なのだという意識のもと、全員参加が必要とされます。すべての人が当事者として取り組む必要があると思っております。玉村町らしい風景を保全・維持していくことで、住みたくなる地域や愛着のわく地域づくりにつなげ、このすばらしい風景が保全・維持できるよう住民の皆様、また我々行政が一体となって今後取り組んでいきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、健全な財政とはの質問についてお答えいたします。当町の公債費は、確かに増加傾向にあります。元利償還金が普通交付税の基準財政需要額に算入できる地方債を借り入れるよう努めているため、元利償還金のうち交付税で措置される金額を控除して算定される実質公債費比率は7%となっております。これは県内35市町村中、低いほうから8番目に位置をしております。

税源移譲が進み、当町が不交付団体になった場合には、ちょっとこれはなかなか難しいと思いますけれども、例えば不交付団体になったということで仮定します。将来受けられるはずだった元利償還金に対する交付税措置がなくなってしまって損をするのではないかとのご指摘ですが、結論から申し上げますと、結果的には交付税措置はなくなってしまいますが、その場合でも交付税が交付されていたときに比べて財源が少なくなってしまい、交付団体であった当時よりも損をしている状況になるという逆転現象は起こりません。

普通交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額の差額に対して交付されるものですが、その基準財政収入額の算定は、標準的な地方税収入に75%ですね、75%を乗じて算定されます。ですから、残りの25%につきましては、市町村の留保財源として普通交付税の算定から除かれ、純粋にこれが市町村の収入となるということでございます。

今後、税源移譲により税収が伸びた場合、伸びた税収のうちの75%分は、交付税が減ることになってしまいます。75%については交付税がなくなる。その部分について受けられるはずだった交付税措置が減ってしまうと言えます。減ってしまいますが、伸びた税収の残りの25%分については、普通交付税の算定とは無関係に、純粋に町の一般財源が増加することとなるため、総額としての一般財源は増加することとなるということでございます。

さらに税源移譲が進んで、玉村町が不交付団体になったと仮定してみますと、不交付団体ですから当然普通交付税の交付がありません。この点で将来受けられるはずだった交付税措置は、すべてなくなってしまった状態と言えますが、言いかえれば不交付団体でありますから交付団体当時には普通交付税として交付されていた分、さらには普通交付税の算定から除かれていた町一般財源の純粋な増加となる留保財源部分も含めて、それに見合った税収が増加しているということになりますので、一般財源の総額は必ず交付団体当時以上の額の確保がなされた状態となるということでございます。

したがって、かつて交付団体であった町が、将来不交付団体になった場合、交付団体当時に発行した地方債の元利償還金に対して償還するときに交付税算入のメリットが受けられない状態となることは、これは事実です。ですけれども、それは一般財源の総額では交付団体であったときと比べて確実に豊かになっていることを意味していますので、交付団体当時よりも損をしているということはないということでございます。今後も町債の活用には当たっては、後年度の公債費負担も考慮しつつ、適切に発行、管理することで、健全な財政運営に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、風邪や流感予防のためのうがい、手洗いの継続実施をということでございます。昨年新型インフルエンザ等の発生ということで、大変各学校、その他職場等でこの風邪に対する予防が高まってきました。そのため風邪や流感予防のためのうがい、手洗いの継続実施についてお答えいたします。

ちょうど昨年の今ごろは新型インフルエンザの流行がピークに達し、玉村町でも学校や保育所等で集団感染が発生し、児童の半数が感染をいたしました。町では、全町民にうがいや手洗い、せきエチケット、これはせきが出る場合ですか、必ずマスクをしてくださいということでございます、等の励行や、学校や保育所等に空気清浄機の設置やアルコール消毒剤の配布を行い、感染防止対策に努めました。

ことしも11月に入り、町内でも数人のインフルエンザ患者が出ていますが、幸いなことに学校等での集団発生の報告はまだ受けておりません。

先日、秋田県内の医療機関で入院患者と職員との間でインフルエンザが集団発生し、入院患者が亡くなりました。これを受けて厚生労働省からは、各自治体に関係機関に対してインフルエンザ対策を改めて徹底するような通知が入ったところでございます。

これからも寒さが増すにつれ、本格的なインフルエンザのシーズンを迎えます。原議員の言われるように、今年度も引き続きインフルエンザの感染防止のため、うがい、手洗い、せきエチケットの徹底を広報等を通じ全町民に周知してまいりたいと思っております。

さらに、庁舎や文化センター等公共施設の玄関先に手洗いのためのアルコール消毒剤を設置し、感染予防に努めてまいりたいと思います。役場が率先してやることによって一般の人がそれに見習っていただけるということで、この習慣を続けていきたいと思っております。

その次に、学校等の感染予防対策についてでございますけれども、これについては教育長のほうか

ら回答をさせていただきます。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

教育長(新井道憲君) 引き続きまして、学校における感染予防対策についてお答え申し上げます。

現在各学校におきましては、昨年に引き続きまして、感染予防に最も効果があると言われております手洗い、うがいの奨励、そして継続実施に努めているところであります。ある小学校では、子供たちの意識を高めるための方策として、休み時間等に「手洗いの歌」これを流して奨励に努め、効果を上げております。学校保健会におきましても、石けんの購入を予定しており、より一層の充実に努めておるところでございます。その他の予防対策といたしましては、中学校ではちょうど今受験期に差しかかるところでございます。そういう中で特に予防接種を受けるよう指導しているところであります。また、マスクの着用による予防、教室での換気等を心がけているところです。昨年学校保健室に設置していただきました空気清浄機は、マイナスイオンが出て薬のにおいが消えるなど、使い心地がとてもよく好評であります。年間を通してこの空気清浄機を利用しているところであります。この機械を設置しているのは、近隣では玉村町と太田市ぐらいというふうに言われていることで、先進的かつ効果的な設置であったと聞いております。現在10月に3名、11月に3名のインフルエンザにかかった児童生徒の報告を受けているところであります。いずれも単発的で、集団発生は起きておりませんが、今後校園長会や養護部会と連絡をとりながら学校保健だよりにより予防的な呼びかけを行うなど、気を引き締めて子供たちの感染予防に努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 3番原幹雄議員。

〔3番 原 幹雄君発言〕

3番（原 幹雄君） では、自席より2回目以降の質問をさせていただきますが、お答えいただいた内容でかなり満足をしてしまうような内容でございますが、ちょっと玉村町らしい風景とは何かといったこの考えに至ったところは、実は個人的なあれですが、最近散歩を始めまして、利根川べりを歩いておりましたら、やはり赤城山だとか榛名、それから夕暮れのとくに西のほうに沈む夕日が非常にきれいに見えました。今までよく玉村町の特徴は何だと、特徴のない町ではないかというふうな議論もありましたが、そういった中でやっぱりみんなが思っているというのですかね、懐かしいものというのを一つは風景というのは大事にしなくてはいけないのではないかと。その中で一番その特に子供たち、子供たちが私もしばらくこの玉村町を離れていましたので、やはりそこからこちらに帰ってきて、赤城山が見えたり、新町から来るときに烏川を渡ったりそういったことをすると、何かほっとするというのですかね、懐かしいそういった思いがしたものですから、やっぱり特徴の一つとしてこういったものを大事にしていくのが必要なのではないかなというふうに感じて、こういった質問をさせていただきます。

まず、この一番最初にですが、町長はこういった風景、どんな思いというのですか、どんな風景がお好きですか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 私は、赤城山大好きです。今の風景を考えると、この実りの田んぼにコンバインが動きますよね。あの風景というのは、玉村町の夏の麦で秋の稲、両方ともすばらしい景色に見えます。なぜ赤城山が好きだというと、赤城山は好きなのですけれども、50周年のときに俵萌子さんを町へ呼びました。そのとき俵萌子さんといろいろ話をしたのですけれども、彼女のお父さんは子持村の出身なのです。それで、関西に行って住んでいたのですけれども、お父さんと帰ってくると、上野の駅で汽車に乗るときに必ず右側に乗る。俵萌子さんのお父さんが必ず右側に乗る。何で右側に乗るのかなと思ったら、上野を出て熊谷を過ぎますと赤城山が見えるのです。それを見たいために、必ず座席は右側にとって、進行方向右側ですよ、それで帰ってくるというので、お父さんが物すごく赤城山好きだったという話をされまして、おれも同じだろうなと。私は、住んでいますから毎日見えていますけれども、同じだろうなということで、そのお父さんの歌う歌は必ず「名月赤城山」だそうです。そういう話がありまして、本当にこの群馬県から出た人は物すごく赤城山というのに愛着を感じているのだなとわかります。私も玉村町でいいまして赤城山。今の景色は、やっぱり稲や麦が実ってきて黄色の田んぼにコンバインが動くと、あの姿というのは非常に脳裏にこびりついておりまして、いい景色だなと私は思っております。

議長（宇津木治宣君） 原議員。

〔3番 原 幹雄君発言〕

3番（原 幹雄君） 恐らく群馬に生まれたといえますかね、玉村町で生まれ育った人たちにとって、やはり赤城山だとかそういった山々の風景等は非常に懐かしいというのですかね、いう思いが強いかと思います。やはりそんなわけで、そういった風景を大事にしていきたいなと。そんな中で、1つ心配なのは、やはりだんだんさつき町長もコンバインが走るその実りの水田という風景を非常にきれいだ、水田越しに多分見える山々といったものかと思いますが、その水田自体がだんだんちょっと耕作をする人たちが厳しくなってきたといえますかね、そういった中で維持していくのがなかなか難しい状況が生まれつつあるのかなというふうに思います。そんな中で、何かその辺を積極的に維持するというのですかね、保全していくような何か施策をお考えがあればお聞かせいただければと思います。

議長（宇津木治宣君） 横堀都市建設課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 施策ははっきりとしてあるともないとも言えません。ただ、午前中の齊藤議員の質問の中で町長は、TPPの関係で農業を守るという言葉強く答弁していました。で

すから、その上毛三山周りのこの自然の風景を守るのには、やはり今度つくろうとしているマスタープランの中で上陽地域、玉村町の北部、中部、南部、それと芝根地域ということで前回はそのようなエリアごとの計画をつくっております。ですから、その中でその地域ごとに細かくつくっていくという必要性があるのかなと思いますけれども、原議員、そしてまた町長からも幼いときから見ている景色、それでまた特にこの秋口の日没の夕日、大変玉村町は自然の風景できれいです。私も宇貫に住んでいて、毎朝役場へ約40年間通って赤城山を見ながら来ているわけですが、子供のとき通った風景が処理場ができて上之手に団地ができて、その景色が変わってしまった。西を向くと浅間が見えたのが太陽誘電の工場ができてまた変わってしまったということで、東のほうへ行けば工業団地の景色で、川井の人たちに見れば赤城の前に工業団地が見えてということで、そういうふうな景色が変わってしまったのをみんな覚えているのではないかなと思いますけれども、ですからそういう景色というものを本当に大切に保存していきたいとなれば、工業団地の大きなものも要らない、住宅団地も要らないということになってしまいます。ですから、それを次の世代の人たちにこの景色を残していくのだということのものをどの程度までするかという重要なポイントになるかとも思いますので、真剣にマスタープランをつくっていきたく思っております。

議長（宇津木治宣君） 原議員。

〔3番 原 幹雄君発言〕

3番（原 幹雄君） いろんな、あちらを立てればこちらが立たずというのが、そういった行政とこのですかね、のほうの避けられない宿命かなと思います。その中で選択をしていかなければ、時折で決断していかなければならないというそういった苦しさはあるのかと思います。

ただ、これを持ち出してきたもう一つの理由は、ちょっと散歩していて利根川の景色がなかなか見えるところが非常に少なくなってきた。川の流れが見えるところが少なくなってきた感じがするので、あそこは県なり国の管理なので、なかなか勝手に手を入れるわけにはいかないのかもしれませんが、やはり雑木が生い茂ったり、昔はたしかここはもっと芝生というか草原だったよなという、川面がよく見えたよなと思うような場所も雑木が出てきたり、いろんな理由はあるのかもしれませんが、やはりそういったものをもう一度手入れをしてということですかね。確かに私どもはどっちかという利根川ですが、東部スポーツ広場ですかね、あそこの公園から川を眺めると、やはりきれいですね。やっぱりほかと見たのと印象が全然違いますし、最近の子供たちはちょっとかわいそうなのは、川へ行って自由に遊べないというのは非常に思い出としてはかわいそうかなという気がしますが、やはりそういった景色を何とか維持するようなそういったことも町長ぜひお考えいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 原議員の言うとおりで、川の周りに雑木が非常に多くなりまして、どこでも

同じだと思います。斎田の裏もそうです。我々が子供のとき、いつも利根川で遊んでいたときと風景が変わってきております。ですから、その点東部スポーツ広場というのですか、あそこの公園は、非常にあそこに公園をつくったというのはとてもタイムリーだったなと考えておりますし、今子供を川にやる。いろいろな面で危険度が高い。1つは水に対する危険ですけれども、そうではないような河原に子供が遊ぶという姿がもうほとんど見られなくなったということで残念なのですけれども、本来子供は河原で育てる、育つべきだということらしいです。川っ子というのですね、これが丈夫な子供をつくる原点みたいなことをある作家が言っていましたけれども、そういう中で大変今の子供は不幸なところがあるのですけれども、それも我々大人がそういう社会をつくってしまったということですから、我々に責任があるのですけれども、そういう意味では角淵の烏川については、あそこを岩倉自然公園ということでこれからもっと地元の人に活用していただけるようにしていきたいなと思っておりますし、今松くい虫で松を切っていますけれども、松の木の下にヒガンバナ、これも3年続けてヒガンバナを植えています。これがあと四、五年たったらすばらしいヒガンバナの群生地になるのかなと楽しみにしているのですけれども、そういう形でこの河原を玉村町の場合は河原を利用する、最大限に利用していくということがこれからのこの生活の中では、ライフスタイルの中で私は非常に必要であると考えております。

議長（宇津木治宣君） 原議員。

〔3番 原 幹雄君発言〕

3番（原 幹雄君） 皆さん、やっぱり町の風景というか、町に対する思いというのが同じですかね。ということで確認できましたので、これはこのくらいにしまして、ぜひそういったことも念頭に置いて行政を進めていただければと思います。

続きまして、健全な財政とはといったこちらのほうですが、確かにおっしゃるとおり基準財政収入額に算入されるのは約75%ということかと思えます。ただ余りふえてくると、やはり返済額の割合が不交付団体の計算というのがどうするのだからちょっと私もこの実質公債費比率ですかね、についてどうするのかがというのがちょっとはっきりしないのですが、割と財政がいいだろうと思われる地方自治体、例えば豊田市だとかなんとかが比較的高いのですよね。ですから、割と安心して使ってしまうと、かえって財政というのですかね、よくなったときに負担が重くなるというふうなそういった懸念があるとも思うので、その辺の管理をもう少しだんだん考え出したほうがいいのではないかなというふうに考えて、こういうお話をさせていただいたわけです。

ついでに申し上げますと、この0.891という20年度の数字から見ると、多分あと税収が6億円ぐらいですか、6億円ではないのか、10億円で6億円ぐらいですから、75%だと8億円ぐらいですか、ふえれば多分不交付団体になってしまうような状況にまで来ているのだというのももう一つ認識する必要があります。例えば法人税の話とすると、8倍として税額で64億円ぐらいですかね、そのくらいになりますけれども、だから町の企業が200億円なりなんなりくらいの所得がふえれば不

交付団体になる可能性があるといった中でそんなことを思ったわけです。副町長、こちら辺の考え方がいかがですか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 私は、今までその不交付団体になる心配というのは全然頭になかったのですが、原議員さんのこの質問を見まして、不交付団体になる心配もあるのかなという感じを受けて、こういう心配はしてみたいなと思いました。

太陽誘電さんが景気がよかったとき、平成19年約2億円の税収増になったのですね。ですから、1社で2億円ですから、今言ったその8億円ぐらいのことはそんなに考えられないことでもないなと。ただ、そういう景気にこれからなるかならないかというのが非常に問題だと思うのですけれども、そういうことも今の玉村町の0.8をずっと上がっていますから、そういう意味はまんざらでもないなという感じでございます。そういう中で、使ってしまった借金を残しておく、負債を残して公債、今一番の町の力をはかる、財政力ではかるのは公債費比率がうんと高いのですよね。公債費比率を見て、この町はどの程度の財政力があるかなというのを判断しますから、この公債費比率というのはいくらと神経を使っておりますし、今の状況でいきますと11%ぐらいでございますので、群馬県でも高いという嬭恋村は25%でございますから、その半分もいかないということであるのですけれども、この辺も今後はいいから使う、借りてしまうということは、今言ったようにそういう将来的には危険であるということは十分認識しておりますので、その辺を十分気をつけていきたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） 原幹雄議員。

〔3番 原 幹雄君発言〕

3番（原 幹雄君） そういうことで、特に地方分権ですかね、税源移譲なりなんなりを逆に言うと、75%で算入できないのだったら税源を移譲してやったほうがもしかしたら国の税負担というか、交付税負担は軽くなるかなというふうな考え方ももしかしたら出てくるかなという懸念もございますので、そうするとどういう計算すると国が、多分やるときは国は絶対自分のところが得なようなそういう計算をし出すと思っておりますので、やはりその辺もひとつリスク管理というか、そういったこともお考えいただければということでこういった質問をさせていただきました。

それで、済みません。1番にちょっと戻らせていただいて、教育長に懐かしい風景を聞くのを忘れておりましたので、教育長どんな風景をお考えですか。

議長（宇津木治宣君） 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） また、戻ってしまったので、大変困るのですが、懐かしい風景というのは先ほど出ていましたやはり玉村町に住む人にとって上毛三山、そしてさらにその奥に浅間がそびえているという、そういう景色はこれはだれでもそれを見た途端にふるさとに帰ってきたな、あるいはや

っぱり自分の居場所に帰ってきたなという、そういう気持ちになるのだらうと思うのですね。我々がやはり小さかったころは、さらにそれに先ほど町長から稲穂が実ってコンバインの姿がという部分ありましたが、我々小さいころは手刈りでありました。小川がありました。魚がいました。いろいろ遊ぶ場所はそういう場所であったということで、小川があってみんなで遊べたという、教育的に考えるとそのみんなで遊べたという中で社会性が身についてきたのではないが、そういう懐かしい風景を今頭の中に浮かべました。

議長（宇津木治宣君） 原議員。

〔3番 原 幹雄君発言〕

3番（原 幹雄君） ありがとうございます。今教育長からみんなで遊べたというその教育的見地のお話もありましたので、ぜひそういったことも学校教育のほうに生かしていただけたらと思います。

続きまして、この風邪・流感予防のためのうがい、手洗いの継続事業をという、これも提案でございますが、お答えの中ではもうやるということでお答えいただいておりますので、これ以上はないのかと思いますが、1つはこんなことを何でこんなときに何でというのですかね、思ったかということでございますが、何かするときにやっぱり一番難しいのは、出だしなのだと思います、出だし。みんながその気になる、せっかく去年マスコミから何からこぞってあれだけ宣伝してくれて、みんながその気になったところをそれを継続しない手はないだらうというふうに考えて、こういう提案というのですかね、お願いをしてもらったわけです。

それともう一つは、やはり国民健康保険特別会計、会計の問題もそうですが、やはり医療費を抑制するというのはやっぱり予防が一番ですから、その辺の予防の習慣というのをぜひつけるにはどうしたらいいかといったら、やはり出だしであれだけみんなが大々的に宣伝してくれたのを継続的にこれからも実施していくというのが、やはり玉村町というのですかね、ほかの市町村はいざ知らず、玉村町としてはやっていくべきではないかというふうに考えたわけです。そういう思いでございますが、町長いかがでございますでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 昨年、そういうことで新型インフルエンザの相当な被害が出るだらうという予測されたのですが、本当に一人一人がそれに対処したということであれだけの被害がなかったわけです。その反面、今度は夏の猛暑の中で熱中症で亡くなった方が全国で500人を超えたという、そういうことがありますので、この予防という大切さというのは十分に身にしみているのではないかなと思いますし、昨年あれだけの予防ができたわけですから、これを続けていくということはぜひその下地ができていくところへやっていくということで続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（宇津木治宣君） 原議員。

〔 3 番 原 幹雄君発言〕

3 番（原 幹雄君） いろいろるる申し上げましたですが、そういうことでそんな思いでございますので、ぜひ私というか、お答えいただいた皆様に少しでも心にかけていただいて、今回特に何をしましょうとかというよりも、こういう考え方がありますよという私からの提案でございますので、ぜひその辺をお考えいただいて今後の行政を進めていただければと思います。

まだ時間ございますが、これで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。午後 3 時 4 0 分に再開いたします。

午後 3 時 2 1 分休憩

午後 3 時 4 0 分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 最後に、9 番町田宗宏議員の発言を許します。

〔 9 番 町田宗宏君登壇〕

9 番（町田宗宏君） 町田です。先ほど原議員の最初の冒頭の話によりますと、大きな声を出すと火雷神社の神様にしかられてたたりがあって不作になると。そういえば昨年 の 1 2 月定例会で、多分大きい声を出したのではないかなと思って、それでことしの米が不作になってしまったと、今反省をしているところでございます。したがいまして、きょうはなるべく小さい声で優しく、原議員のように優しく質問をしていきたいと、このように思っております。

私のふるさとの原風景は、昔は滝川村下滝、ここから 3 キロぐらい西のほうなのですけれども、関越道の西側の小さな下滝という滝川村大字下滝、備前島さんの生まれたところと 1 0 0 メートルぐらいしか離れていないのですけれども、そこの我が家の後ろの畑のところ一本松の山があるのです。ちょうど軍配山ぐらいの小さい山なのですけれども、今その一本松の松が枯れてしまったのですけれども、そこへ行きますと上毛三山、赤城、榛名、妙義がよく見えるのですね。それが私のふるさとの風景です。「ふるさとは遠くにありて思うもの、ふるさとの山ありがたきかな」と、たしか石川啄木が詠んだ歌だと思えますけれども、原議員の話、それから町長の話、教育長の話聞きながら、この歌を思い出しておりました。高等学校卒業してからほとんど群馬県では仕事をしませんでしたので、群馬から遠く離れて仕事をしているとき、あるいは外国に行ったときなど、特にそういう風景が浮かんでくるのですね。それで、「ウサギ追いしかの山」なんていうあんな歌も思い出しながら勤務をしていたことを思い出しておりました。

それから、けさ出勤をするときエレベーターに乗りました。議員が 4 人一緒になったのですね。そ

の中である議員の方が、最近地デジの薄型のいいテレビを買ったのだけれども、映りが悪かった、せっかく高いものを買ってもう故障してしまったのかと、そんなことを思ったという話をされたのです。そこで私は、うちは金がないからそんないいテレビ買えないと、昔のままですと、こういう話しましたら、ある議員が、町田さんの頭は地デジだと、おれの頭は群テレだと、こういう話をされて、しかも町田さんの頭は多機能型だけれども、おれの頭は単細胞か単機能型かそんな話をされまして、腹が痛くなるほど笑いました。そういうことですけれども、その前置きはそれぐらいにしまして、本論に入りたいと思います。

最初は、臨時・嘱託職員の取り扱いについてでございます。この問題については、平成18年6月の定例会で、たしか私1回目の質問をしました。それから4回ほどやりまして、合計5回ほどこの臨時・嘱託職員の取り扱いについての一般質問をしまりました。また、平成19年の5月16日には、議員の総意に基づきまして、石川眞男議長そらちに座っておりますが、石川議長から貫井町長に対しまして「臨時・嘱託職員の雇用形態の改善について」という要望書が出されました。その要望書を受けて町長はどのような改善をしたかを伺いたいと思います。

また、第5次玉村町総合計画では、どのようにしようとしているかをお伺いをいたします。

また、臨時・嘱託職員に対して退職手当を支払うことになっているのですけれども、いつからこれを支払い始めて、累計で何人に幾ら支払ったか、それをお尋ねしたいと思います。

この件の最後に、退職手当を支払わなければならなくなった理由は何かをお伺いいたします。

2つ目の玉村町の小中学校における教育について質問をいたします。自衛官であるときも随分私はこの教育に、自衛官の教育に携わりました。防衛大学校の教官も随分若いときに任させていただきましたし、それから自衛官の幹部を養成する職種学校、富士学校というところがあるのですけれども、その教官、特科部長あるいは副校長等もやらせてもらいました。

また、自衛隊をやめてからもアルソック、テレビ等で割と宣伝していますね、柔道では井上康生さんですとか、あと女子でレスリングの名人がおりまして、世界でナンバーワンの選手なんかいるのですけれども、その日本語では総合警備保障株式会社といいますけれども、その教養部長、要するに教育訓練部長ですね、そういうのも仰せつかって自衛隊をやめてから長年にわたって勤務をさせていただきました。

また、そのアルソックをやめてから家でぶらぶらしておりましたら、町田さんに最適な職場があるとある人に声かけられまして、何だと思ったら、群馬県教育委員会の学校指導課に所属をして県立の藤岡工業高等学校と県立藤岡女子高等学校の進路指導の先生あるいはその道德教育をやれということで、そんな道德教育をするほどのあれではないのですけれども、仰せつかりまして2年間もやらせていただいたと。教育に大変興味を持っております。

そこで5点ほど質問なり意見を述べさせていただきます。1つは、小学校生徒、特に低学年の生徒の登下校時の安全を確保するために集団登下校を奨励をしていただきたい、これが1つです。

2つ目は、保護者の中には国が実施する全国学力テストを受けさせる、受けさせてもらいたいと、こういう要望がかなりあるようです。私のところへ直接話に来てくれた人もおります。それでこの質問をするのですけれども、この全国学力テストにはぜひ参加をするようにしていただきたい、これ23年度の話で。

3つ目は、平成23年度から新しい教育基本法に基づく教育が実施されるはずでございます。その新しい教育基本法を踏まえて、立派な教育をしていただきたい。

4つ目は、ことしから広島体験研修、小中学校各校2名ずつ、ただ上陽小学校については希望者がいないということで1名になって、玉村小学校が3名行ったのですけれども、この広島体験研修については、町で実施をした報告会、文化センターの小ホールでやりました、それを聞かせてもらいました。また、研修報告書これも読ませていただきました。また、各学校で報告会を開きました。南中学については、私がこれをお願いする前に終わってしまったということで聞けなかったのですけれども、そのほかの小中学校全校、各学校の報告会を聞かせていただきました。それらを聞かせていただいて、これは極端に言うとも百害あって一利なしと、平成23年度においてはぜひやめていただきたい、このようにお願いをいたします。

最後ですが、大学、高等学校、小中学校、幼稚園、これがそろっている町というのはなかなかありません。そこで、ぜひ大学から幼稚園までこれらの生徒が一体となった行事をぜひ実施をしていただきたい、ということでございます。

3つ目の学園都市構想については、事前に教育長にお伺いしましたら、いまだ県との折衝はしていないようでございます。なるべく早く県との折衝をするようにお願いをしたいと思いますし、本件については長い年月必要とするはずなのです。したがって、第5次5カ年計画のこの期間内においても実現するように努力をしていただくということで、質問は取り下げることにいたします。

最後の4番目ですが、平成23年度の予算編成に当たっては、先ほど来税収の減少ですとか財政の悪化と、こういうものを踏まえて無駄を省き、マンネリ化を打破するために事業仕分けを実施していただきたいと。その中には一般の町民も当然含まれるでしょうし、議員の中からも何人かは入れてもらうようなそういう編成でぜひやっていただきたい。

以上で第1回目の質問を終わります。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 9番町田宗宏議員の質問にお答えいたします。

南玉も下之宮の隣でございますので、お祭りの余波があると思いますから、静かにお答えさせていただきます。

まず初めに、臨時・嘱託職員の取り扱いについての質問でございます。臨時・嘱託職員の取り扱いについてのご質問にお答えいたします。まず、1番の要望書が提出されて以来、どのような改善がな

されたかについてでございますが、安全性の確保を最優先し、サービスの低下を招かないことや働いている臨時的任用職員が雇用不安を抱かないよう配慮してまいりました。経験や専門知識を有することで任用されている者については、地方公務員法第3条第3項を根拠として任用し、同法第22条第5項で任用されている者については、6カ月ごとの更新を徹底して行っております。また、今後5年間は、毎年保育士を採用し、嘱託職員が担当している部署への配置を行う予定で、正職員による比率を高めていく所存でございます。今年度は、正職員3名を採用する予定でございます。また、このほか今後も業務委託等を引き続き検討し、徐々に現状の改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、第5次総合計画ではどのようにしようとしているかについてでございますが、引き続き組織のスリム化や効率化を図ってまいりますので、業務委託等を検討しながら、先ほどにも触れましたが、安全性の確保やサービスの向上を図りつつ、正職員とあわせ必要最小限度の人員を配置していく考えであります。

続きまして、3番の退職手当をいつから支払い、何人に幾ら支払ったか、また退職手当を支払うことになった理由についてお答えいたします。退職手当は、平成18年12月に群馬県市町村総合事務組合から該当する嘱託職員に対し、初めて支払われました。その後現在に至るまで退職手当を受給した嘱託職員数は43名でございます。そして、その総支給額でございますけれども、総支給額は2,110万円余りとなっております。

もう一つのこの支給をすることになった理由でございます。支給することにした理由は、嘱託職員の任用期間を1年と定め、この1年の任期が満了となったとき、改めて1年任用しておりましたので、12カ月を超えない任用であると考えておりました。群馬県市町村総合事務組合の定める退職手当支給条例第3条第3項には該当しないものと理解をしておったわけでございますが、同じ嘱託職員を何度も繰り返し任用してきたことにより、過去の判例等から実質的には継続した任用とみなされることが判明し、この群馬県市町村総合事務組合に対し退職手当支給に係る負担金を納付することとしたのが経過でございます。

次の小中学校教育については、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

私のほうは、その次の項目でございます。平成23年度予算編成について事業仕分けを実施せよということでございます。平成23年度は、今後10年間のまちづくりの指針となる第5次玉村町総合計画の実施初年度となる大変重要な年でございます。施策の財源となる歳入は、現在の経済状況をかんがみると、より一層厳しさを増すことが予想されます。一方、歳出においては、職員一人一人がコスト意識を常に持ち、効率的かつ効果的な行政運営に取り組み、徹底的に無駄を排除することが、財政運営上からも町民理解の観点からも特に重要と思っておりますし、職員にはそのように指示をいたしました。

そのため、平成23年度予算編成に当たっては、毎年見込んでいる事業も含め、すべての事務事業について予算の重点化と効率性の確保の観点から見直しを行い、経費の節減・合理化を図った上で、

必要なものに限り要求すること、そして職員が自ら主体的に歳入・歳出両面にわたる効率化や見直しに取り組むとともに、限られた財源の中で事業の緊急度や優先度を考慮し、第5次玉村町総合計画の初年度として、計画で示した目標達成に向けて取り組むよう指示をしたところでございます。

なお、新年度予算編成に当たって事業仕分けを導入する予定はございませんが、その研究は行っておきまして、先月、北関東3県で初めて事業仕分けを導入した足利市の導入事例について職員3名を研修に参加させたところでございます。

事業仕分けは、議論を公開の場で行うことで、行政が実施している事業の内容を広く住民に知ってもらう機会となり、事業を実施する根拠についても法令や制度、慣例ではなく、ゼロから考えるそもそも論で議論を行うことができます。また、事業の説明を自治体の担当職員が行い、利害関係のない外部の人たちで構成する「仕分け人」が質問をし、議論をすることにより、事業の公平性・客観性について新たな視点から評価を行うことができ、外部の目でチェックすることで、まず職員の意識改革を図ることができると期待が寄せられています。

しかし、その仕分け作業は、一つの事業で約30分から45分という本当に短い時間の中で行われるため、その議論の内容や評価は職員の説明能力や仕分け人の構成メンバーによって大きく左右される可能性があります。

また、この仕分け結果は決定ではございませんで、最終判断は首長にゆだねられるため、仕分け結果だけがひとり歩きすることがないように、あらかじめ仕分けの効果と限界について議会や住民の方々に理解を得ておく必要があります。

実施形態は自治体によってさまざまですが、県内では明和町が行いました。町村では明和町と板倉町でございます。市では桐生市と富岡市が導入をいたしました。群馬県も独自の方法で実施をしております。

玉村町ですが、現在玉村町では成果重視への行政運営へ体質を変えていくため新年度から行政評価を導入する予定となっておりますので、事業ごとの内容や目標、成果だけでなく、その必要性、有効性、効率性について職員自ら再検証し、それを公表することを優先していきたいと考えておりますので、そのため現段階では事業仕分けを導入する計画はないということでございます。

ちなみに、先ほど研修に出しました足利市を例に挙げますと、今年度16事業の事業仕分けをわずか1日で実施し、仕分け人の交通費、宿泊費、その他諸経費などで100万円を超える委託料を独立・非営利法人である政策シンクタンク「構想日本」、これは今民主党がやっているのが「構想日本」ではないかと思えます。「構想日本」に支払っていることから、仮に当町が将来事業仕分けを導入することになったとしても、経費面や構成メンバーを含めどのような実施形態が当町にとって望ましいのか、これから十分に研究する必要があると思っております。これについてはまた議会の皆さんともご相談をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

教育長（新井道憲君） 小中学校教育についての多岐にわたって5点の質問をいただきました。順にお答えさせていただきます。ちょっと時間かかりますが、ご容赦ください。

まず初めに、集団登下校の奨励についてお答えいたします。このご提言は、議員さん、子供たちの登下校時の安全対策の一層の充実ということをお考えであろうというふうに拝察しているところであります。

このことにつきましては、さきの浅見議員さんのご質問に対しましてお答えさせていただいたとおりでございますが、町としても幾つか対応策を講じているところでございます。繰り返しにはなりませんが、例えば子供が不審者に遭遇したり、急に困ったことがあったりしたそういうときに安心して立ち寄れる、あるいは逃げ込むことができる「子ども安全協力の家」そういうことや、あるいは一刻も早く保護者に情報を提供するための「子ども安全連絡網」、また「防犯ホイッスル」の配布などが、その一例でございます。さらに、伊勢崎警察署と連携した「スクールガードリーダー」や生活環境安全課による「防犯パトロール」なども、子供たちの安全確保を目的の一つとしているわけでありまして。また、PTAや地域の皆さんのご協力をいただきながら進めております「旗振り」や「見守り活動」も、各学校で工夫して取り組んでいただいているところであります。

一方、今回ご指摘いただきました「集団登下校」でございますが、実際に取り組んでいる他郡市の学校の例によりますと、これは通学区域を細かく区切って居住地によってあらかじめグループをつかって、登校時であれば子供たちが毎朝決められた場所、決められた時刻に一たん集合してから集団になって登校するものであります。下校時であれば、同様に同じグループの子供たちが、一たん校内で集合してから集団で下校することになります。

このような登下校の方法は、集団で、また一人にならないという点で、安全確保のために大きな効果が期待できると考えられます。しかしながら、実際には幾つかの大きな課題があると言われております。その一つは、毎日決められた場所、決められた時刻に全員が集まるということでありまして。これは、その日の子供の体調や家庭の状況によって、日々突発的な例外が起きてきます。その例外に臨機応変に対応しなければならないのは、グループのリーダーである6年生になります。6年生は、早く出発したいけれども、全員そろわないから出発できないですとか、自分はリーダーだから責任を持たなければならないなどの葛藤や迷いに毎朝直面することになります。その解決策として、何分待って来なければ出発する、欠席や遅刻の場合には連絡をこうするなど、一つ一つのルールづくりを始めると、徐々にシステムとして継続しなくなるという課題もあります。

もう一つの課題は、本当に危ないのは人通りの少ない路地であるということですので。子供たちが集団をつくっている間は、比較的大きな道路を通ることになりますので、車の往来があり、地域の人々の目もあります。しかし、自宅と幹線道路をつなぐ路地では、集団は解体されます。集団登下校という仕

組みは、最も危険が心配される人通りの少ない路地では十分な効果が望めないことになると言われて
います。

現在、玉村町の学校では、日常的な集団登下校は行っていない状況があります。特に通学方法につ
きましては、学校が地域、学校の実態を踏まえながら、保護者、地域の人と十分な検討を行い、安全
かつ安心な登下校を行う観点から決定するもので、学校の裁量で最も適した方法を選択することが基
本となっていると思います。学校では、学年始め、学期途中に学校安全計画によって、通学路の確認、
危険箇所の調査等を行っております。

また、現在学校でも、近くの友達との複数での登下校を基本に、より安全な通学に努めているとこ
ろであります。子供たちの生きる力をはぐくむという観点から申し上げますと、自らの安全を守るため
に大切なのは危険を回避する力であると言われております。子供が自分の身の回りの状況の変化をよく
観察し、それに伴う危険をあらかじめ察知して、それらを自ら回避する力であります。このような
たくましく生きる力を育てながら、さきに申し上げました安全対策をさらに改善し、子供たちの安全
確保を徹底してまいりたいと考えているところであります。それと同様に、保護者や地域の皆さんに
も、お隣同士、ご近所同士のつながりを深めていただき、子供たちの安全を見守っていただきたいと
考えております。

次に、全国学力学習状況調査への参加についてお答え申し上げます。このことにつきましては、こ
れまでの議会でお答えさせていただいてきたとおりで、玉村町といたしましては町独自で行っている
総合学力調査を全小中学校で実施するので、全国学力学習状況調査は抽出対象校のみが参加するとい
う考え方、今年度も同様で変わっておりません。その理由を改めて申し上げますと、この調査は平成
19年度から毎年、これまで4回、小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語、算数・数学及び意
識調査が実施されてきたわけでありまして、平成21年度まではすべての学校を対象に、そして平成
22年度は抽出校と希望校を対象に実施されているところであります。

一方、町の教育委員会では、平成16年度から玉村町総合学力調査を実施しております。対象とす
る学年や教科については若干の見直しをしてきた経緯がございますが、基本的にはすべての児童生徒
を対象に、また学習状況を踏まえて理科、社会、英語などの教科を段階的に加えて実施しているところ
であります。

町の調査では、全国的に標準化されたテストを用い、全児童生徒を対象として実施していますので、
一人一人の学習状況を、国語、算数・数学に限らず総合的にとらえることができます。また、各学校
では子供たちの学力や生活習慣を把握し、それに基づいた授業改善プランを策定いたしまして、その
後の授業づくりにつなげているわけでありまして、このような状況から、全国学力学習状況調査の目的
は、これまで町で実施してまいりました総合学力調査で達成できるものと考えているところでありま
す。

また、本年度は特に町の総合学力調査の検討プロジェクトを立ち上げまして、一層の充実策を検討

してまいりました。検討の結果、本年度の調査は、子供たちが現在所属している学年の学習をきちんと終えた年度明けの4月に、小2と小3は国語と算数、小4と小5は国語、算数、理科、そして小6と中1は国語、算数・数学、理科、そして社会を加えます。それから、中学2年生と3年生は5教科の国語、数学、理科、社会、英語を実施する方向でいます。意識調査につきましては、小2から中3まですべての学年で行っていきたいというふうに考えております。

また、全国学力学習状況調査は調査結果が明らかになる時期が夏以降となってしまいます。町のこれから企画しております総合学力調査では、4月にやって5月中に調査結果を取りまとめ、子供たちへのフィードバックや先生方の授業改善にすぐに生かせるようスケジュールを組んでいるところであります。今後も玉村町の子供の一人一人の確かな学力の向上につながる学力調査、そしてそのための教師の指導力の向上に結びつくものになるよう、調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

次に、新教育基本法に基づく教育についてお答え申し上げます。新しい教育基本法は、教育を取り巻く環境が大きく変わったことを受けて、平成18年12月に約60年ぶりに改正されたことは、ご存じのとおりであります。「人格の完成をめざす」などという普遍的な理念は大切にしつつ、その目的を達成するために今日重要だと考えられる事項を5つに整理して、教育の目標として新たに規定したところに特色があるわけです。

その目標が教育基本法の第2条、「教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする」ということで5点ほどあります。まず1点が、幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。2つ目が、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。3つ目が、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。4つ目が、生命をとうとび、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと。最後の5つ目が、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことというふうに掲げられているわけであります。

これを受けまして、学校教育基本法では「義務教育の目標」が新たに規定されました。さらに、その具体策として新学習指導要領によりまして教科ごと、学年ごとに細分化されたより具体的な目標及び内容が示されたわけであります。

新学習指導要領は具体的には、言語の力をはぐくむ、そして理数の力をはぐくむ、外国語教育を充実する、伝統や文化に関する教育を充実するなどの観点から改善が図られているわけであります。教育委員会では、新学習指導要領に基づいた教育を展開するために、玉村町の目指す子供像として「確かな力を身につけ心豊かにたくましく生き抜く子供」を新たに掲げさせていただき、総合的な教育振興に努めているところであります。

その具体策といたしまして、例えば言語の力をはぐくむということにつきましては、各教科において討論や説明、話し合いなどを重視した学習活動を進めていると。それから、理数の力をはぐくむということにつきましては、観察や実験などの学習活動を充実させるとともに、ゆとりを持って学ぶために授業時数を増加している。それから、外国語教育については、齊藤議員さんのご質問にもお答え申し上げましたように、小学校5、6年生で英語活動を導入するなど特色が挙げられていると思います。そして、伝統や文化に関する教育の充実につきましては、例えば国語の古文や漢文、社会では国宝や文化遺産、音楽では唱歌、和楽器の学習を充実して、さらに保健体育では中学校で武道が必修になるということであります。

その武道につきましては、指導者の養成、武道場の整備などが必要となりますが、今順次進められているところであります。特に指導者につきましては、保健体育担当の教員が指導することになります。武道は、もうご存じのとおり、各種の技を身につける喜びや、得意技を生かして勝敗を競い合うおもしろさを味わうことのできる運動であります。また、相手の身体を直接攻撃する競技であることから、自らを律する心や相手を尊重する態度が重視され、その心のあらわれとして「礼」が重んじられる我が国固有の文化であります。

このような武道の特性を踏まえながら、伝統や文化に触れる、親しむなどの学習を通して、そのよさを味わう、誇りや愛着を持つ、そして守り受け継ぐということにつながればよいと考えているところであります。そして、その指導を効果的なものにする上でも、学校が積極的に地域における専門家などの支援を仰ぐことを含めまして、地域の人材活用が図られればよいというふうに考えているところであります。

次に、4点目の広島体験研修についてお答え申し上げます。この研修につきましては、議員の皆様方にも一定のご理解をいただき、本年度第1回目を実施することができました。このことに対しまして、まず感謝を申し上げる次第であります。

これからの教育、すなわち将来を担う人づくりにおきましては、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度や生命をとうとぶ態度、また国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどに重点が置かれているわけです。これらの内容は、新しい教育基本法の第2条に、ただいま「教育の目標」に新設されたものでございますが、これを受けて学校教育法第21条では「学校内外における社会的活動の促進」、また「我が国の郷土と歴史についての正しい理解」など、同様に新設されているところであります。このような背景もあり、現在学校教育では、体験的な活動や実物に触れる、本物を知る体験や経験を通しまして、子供たちの内面に根差した教育活動の一層の充実を目指しているところであります。

教育委員会では、新しい次代を担う心豊かな青少年を育成するためには、このような直接体験の機会を拡大していくべきであると考え、さまざまな検討をした結果、最終的に小学6年生10名と中学1年生4名を対象とした「広島体験研修」を実施しているものであります。

決定当時、国際平和の機運の世界的な高まりもございました。そして、唯一の被爆国としての日本の役割も再認識させられるようになっておりました。実際に広島に足を運び、平和を願う多くの人々と触れ合いながら、目で見、耳で聞いて、平和への強い意志を肌で実感する体験は、国際社会の平和と発展に尽くそうとする意欲を高めるものであると考えているところであります。

去る9月4日に行った報告会におきましては、この夏14人の子供たちがたくましく成長した姿をごらんいただけたのではないかと考えているところであります。子供によっては、ことしの夏は部活動に燃えるぞという選択があり、またこの夏は腰を落ちつけて勉強を頑張ろうという選択もあるかと思えます。夏休みは家族との時間を大切にしようという選択もあるでしょう。そこで、よし、この夏は自分も広島に行って、日本のこと、世界のこと、将来のことを考えてみようという選択肢を町として、町の子供たちのために用意してあげる、そのような環境を整えてあげることは、教育行政の大切な役割であると考えているところであります。

本年度初めて実施しました第1回目の結果をもとに、またこの事業のよさや課題を明らかにする中で、さらに事業の周知や参加者の募集の仕方、研修の内容や方法などをさらに工夫・改善してまいりたいと考えているところであります。

次に、5番目ですが、大学、高校、小中学校、幼稚園が町内にある特色を生かした行事の実施についてお答え申し上げます。小学校、中学校、そして幼稚園2園につきましては、すべて町立でありまして、教育委員会の管理下で運営されていますので、ここでは特に教育委員会と県立女子大、玉村高校との連携行事等を中心にお答えさせていただきたいと思えます。

現在、県立女子大と玉村高校には、学校教育課の所管事業であります「MANABIおこし推進プロジェクト」に参加していただき、学校、家庭、地域社会の連携強化のために、さまざまな形でご協力をいただいております。県立女子大学におかれましては、例えば町の小中学校の学習支援に当たる学生ボランティアを派遣していただいたり、逆に学生のインターンシップ実習を受け入れさせていただいたりするなど連携を行っております。また、児童館での英語教室の開催、教職を目指す学生への授業公開、「にしきの少年少女合唱団」の女子大の行事への参加などの連携も進んでおります。学生サークル等との連携という面では、女子大の合唱部や吹奏楽部に町の音楽フェスティバルで演奏していただいたり、女子大生に安全パトロールをしていただいたりなどの取り組みもございます。教育委員会として、県立女子大の公開講座を積極的にご案内させていただき、町と大学の双方向の連携が広がりつつあるものと認識しております。

一方、玉村高校におかれましては、自らの進路を主体的に切り開く人材の育成を目指して玉村高校が進めているキャリア教育に協力させていただいております。具体的には、高校生の調査や実習の場として小中学校の教育現場を提供させていただいたり、町内の事業所を紹介させていただいたりしているところであります。そのほかにも、子供たちの健全育成や食育推進に向けた連携も進めているところであります。

現在、ただいま申し上げたような連携を進めているところでありますが、今後も創意工夫しながら共同事業の充実に努めていきたいと考えております。まずは足元からできる範囲で、一つ一つの小さな取り組みを重ねながら、高校や大学があるという地理的特徴を生かして、「教育の町たまむら」の基盤としていきたいと考えております。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 町田宗宏議員。

〔 9 番 町田宗宏君発言 〕

9 番（町田宗宏君） 大分時間がなくなってしまうので、なるべく質問時間を少なくしようと思って懇切丁寧に回答してくれたのだと思いますが、広島研修のことから再質問をさせていただきます。

私が小学校、中学校、南中学校を除いて、全校を回らせていただきました。時間等は教育委員会で設定してくれました。なぜ教育長以下学校教育課長なり、あるいは係長なりが私と一緒に行ってくれなかったのですか。

議長（宇津木治宣君） 新井教育長。

〔 教育長 新井道憲君発言 〕

教育長（新井道憲君） 大変厳しいご質問でございますが、町として全体の発表会を文化センターの小ホールでさせていただきました。そういう中で、あと各学校については学校の校長にそれぞれを広めると、体験の発表の場をつくっていただくというふうなお願いはさせていただきます、それらを実践していただいたということでございます。

議長（宇津木治宣君） 町田議員。

〔 9 番 町田宗宏君発言 〕

9 番（町田宗宏君） 私は、教育長あるいは学校教育課長、落第だと思いますよ。議員があの小ホールでやったのでは不十分だと、やっぱり各校は各校で、それはそういうことをやると言っていたからね、行く前からね。それを私が言って初めてセットしてくれたのですよね。それをもうほったらかしだと、小ホールでやっただけで十分だと、こう思っているかもしれませんが、教育長もそういうときにはやっぱり行って、生に実際やっている現場を見る、そして来年はどうしたらいいかということも考える、それが必要だと思いますよ。いかがですか。

議長（宇津木治宣君） 教育長。

〔 教育長 新井道憲君発言 〕

教育長（新井道憲君） ご指摘の件はよくわかります。できるだけ学校には足を運ぶつもりではあります。それと同時に、先ほどちょっと違うのですが、この広島研修をやった後に、ただ実際に研修に行った子供たちだけのものにしないで、学校全体に広げてくださいよということは、もう前々から計画の中でお願いしてありますので、ご了解ください。

議長（宇津木治宣君） 町田議員。

〔 9 番 町田宗宏君発言 〕

9 番（町田宗宏君） これからはそういうときにはよく現場に行って、実際のその場面を見て聞いて改善策をとっていただきたい。

次に言いますが、この広島体験研修については私の後援会の若い人たちと懇談会をいたしました。みんな小さいお子さんあるいは高等学校の生徒を持っている方々でございます。その中で、言っておりましたね。これは洗脳教育ではないかと、あるいは共産党なり左翼思想を持った偏向教育ではないかと、そういうような人たちの、それについてはどうお考えですか。

議長（宇津木治宣君） 教育長。

〔 教育長 新井道憲君発言 〕

教育長（新井道憲君） 今ご指摘の件であります、1つは教育委員会が主催している事業であります。教育委員会が町長部局から独立しているということは、教育の中立という部分を大事にしているということもでございます。いろいろ検討した中で、一切そういう考え方はございません。

議長（宇津木治宣君） 町田議員。

〔 9 番 町田宗宏君発言 〕

9 番（町田宗宏君） では聞きますが、県下で玉村町だけがやっていると、なぜ玉村町がやらなければならない理由があるのですか。

議長（宇津木治宣君） 教育長。

〔 教育長 新井道憲君発言 〕

教育長（新井道憲君） 玉村町だけがやらなければならないということではなくて、これは私も前に違うところにいたときにもこういう話はございました。例えば高崎市でもそういう話がありました。だけれども、実際にほかの行事もいっぱいありましたので、持ち上がらなかつただけですが、こういう先ほどから申し上げておりますように、平和教育への願いというものと同時に、今キャリア教育という部分での、要するに簡単に言えば活動や体験を通して実際に見たり聞いたり体験したりして学び取るということの大切さというのが、今度の指導要領でも言われております。ぜひそういう機会がつかればということで教育委員会内部でも、あるいは実際の教育委員会、教育委員さん5人集まってのそういう場でも検討した結果、させていただきます。

議長（宇津木治宣君） 町田議員。

〔 9 番 町田宗宏君発言 〕

9 番（町田宗宏君） 私の実際のおじが戦死をしております。また、町田家では2人が戦死しています。町では戦没者追悼式を毎年やっていますね。立派な追悼式だと思っています。町長が中心になってやっているのですけれども、そういうのに参加させる気はありませんか。

議長（宇津木治宣君） 教育長。

〔 教育長 新井道憲君発言 〕

教育長（新井道憲君） 実際にあの発表会をしたことを踏まえて、そういう話もいただきました。戦没者追悼式、玉村町ですね、そのときにこの間発表してくれた子供たちの発表はどうかという話もいただきました。しかしながら、ちょうどその日は授業日でございます。ですから、学校の授業を優先させたということでございます。チャンスがあれば発表しても、発表してわかっていただけるということも大事な事かなというふうに考えています。

議長（宇津木治宣君） 町田議員。

〔 9 番 町田宗宏君発言 〕

9 番（町田宗宏君） それで、義務教育というのは余り少数の人間を選んでやるというのはいかなものかと思うのですよ。義務教育というのは、生徒が大人になる本当のベースを平等にですよ、受けるあるいは我々は平等になるべく受けさせると、これが大切だと思うのですよね。そうすると、この町で実施する戦没者追悼式、これは大変重要なことだと思いますよね。町長はそれでいつも述べているのは、今我々がこの平和で豊かな生活ができるのは、町長は太平洋戦争というけれども、私は大東亜戦争と申しますけれども、要するに太平洋戦争で一生懸命国のために戦って犠牲になったその人たちの犠牲の上に今はあるのだと、こういう話よくされるのですよ、追悼の辞で。私はそういうことだと思うのですね。

したがって、これは参加させる気になれば全員が参加できると思いますよ。できるのです。これこそいい義務教育の一環になると思いますが、いかがですか。

議長（宇津木治宣君） 教育長。

〔 教育長 新井道憲君発言 〕

教育長（新井道憲君） ご意見は十分拝聴いたしました。検討させていただきます。

議長（宇津木治宣君） 町田議員。

〔 9 番 町田宗宏君発言 〕

9 番（町田宗宏君） もう一つ、その戦争の話ですとか、原子爆弾の話、これは暗いのですよね。やはり小学校、中学校の皆さんには、夢や希望の持てる明るい話をなるべくしたほうがいいと思いますよ。例えば宇宙飛行士、山崎直子さん、私の防大の3期生の娘さんですね、角野と申しますけれども、そういう宇宙飛行士の話ですとか、あるいはノーベル賞をもらった人の話だとか、あるいはオリンピックに出た選手の話ですとか、そういうことを生徒に話してあげると、そういう人と呼んで。それはとてもいい教育になると思うのですよ。それはいかがですか。

議長（宇津木治宣君） 教育長。

〔 教育長 新井道憲君発言 〕

教育長（新井道憲君） 今、ご指摘の件でございますけれども、それぞれの学校が実際に計画をして、例えばこの間は南中学校が学校コンサートですかね、由紀さおりともう一人、安田祥子さんのコンサートを開いたり、講演会を開いたり、ついきのう、おとといですか、1日は玉小で音楽のフェス

ティバルをやって、いろんな機会をとらえながらそういう芸術、文科省もその芸術普及ということでやっておりますし、いろんな場面で子供たちにチャンスを与えるあるいは考える機会を与えるということでやらせていただいています。

議長（宇津木治宣君） 町田議員。

〔 9 番 町田宗宏君発言 〕

9 番（町田宗宏君） 私は、群馬県護国神社の理事もしていますので、もしあれだったらあそこへ護国神社など行って戦争で亡くなられた人たち、その人たちのご冥福を祈るとか、そんなこともやってもいいのではないかと思います、次の話に移ります。

新しい教育基本法の本当の改善の核心はどこにあると思いますか。いろいろずっと述べましたけれども、この新しい教育基本法をつくったのは、安倍晋三さんが首相のときですね。どうぞ、一言で言ってください。

議長（宇津木治宣君） 教育長。

〔 教育長 新井道憲君発言 〕

教育長（新井道憲君） 非常に難しい質問ではあります。基本的には、子供の生きる力をはぐくむためにどうするかということが一番の根本にあると思います。

議長（宇津木治宣君） 町田議員。

〔 9 番 町田宗宏君発言 〕

9 番（町田宗宏君） これは安倍晋三さんから直接聞いた話です。安倍晋三さんは首相になる前に、「美しい国へ」という小さい本ですけれども、文庫本のようなものですよ、書いたのですね。その中に原点が書いてあります。読んだことありますか、教育長。

議長（宇津木治宣君） 教育長。

〔 教育長 新井道憲君発言 〕

教育長（新井道憲君） 個人的なことについてお答えしかねるのですが、読んだことはありません。

議長（宇津木治宣君） 町田議員。

〔 9 番 町田宗宏君発言 〕

9 番（町田宗宏君） 教育長として聞いているのですよ。それは、その中に何が書いてあるかという、美しい心を持った本当の日本人をつくりたいのだと、こういうことなのですよ。

その美しい日本人の心を安倍晋三首相が、首相になる前ですよ、衆議院議員が考えた原点は、新渡戸稲造の「武士道」なのですよ。本人から聞いたのですから間違いはないと思うね。したがってですよ、日本の歴史・文化・伝統、こういうものを大切にする、あるいは郷土を愛する心を持たせる、国を愛する心を持たせる、そういう教育をして、しかも武道を取り入れたのですよ。いいですか。武道は、その義務教育で週に1時間かそんなので1年、2年やったって上達しませんよ。何を安倍さんはねらったか。心なのですね。武道の心。これをどうにか生徒に教えたい、そういうことなのだと。そうい

うぐあいに私は安倍さんに教えられました。それが本当だと思います。

どうか教育長申しわけないのですが、*「美しい国へ」*という本を読んでいければ、ぜひ読んでください。また、この新渡戸稲造さんが書いた*「武士道」*という本、これを読んでいただきたいと思うのです。それで、その*「武士道」*の解説書を台湾の李登輝元総統は書いていますよ。*「武士道」*「*武士道*」と、要するに解説書です。その一番最初に書いてあるのは、*「敷島の大和心を人問はば朝日に匂ふ山桜花」*と、これは本居宣長さんの歌ですよ。日本人の本当の心というのはこれなのだ。*「敷島の大和心を人問はば朝日に匂ふ山桜花」*。ぜひ教育長にはこの安倍晋三さんが書いた*「美しい国へ」*という本と同時に新渡戸稲造さんが書かれた*「武士道」*、それから台湾の李登輝元総統が書かれた*「武士道」*「*武士道*」解説」、これを読んでそれを、そういうその基本法から教育要綱だとかそういうことではなくて、本当の心を読み取って校長先生方に話をし、これを教育に反映させていただきたいと思います。いかがですか。

議長（宇津木治宣君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） 今、学校教育においても子供についてもそうですが、心を育てるといふ部分については、非常に重要視しているところであります。今のこういう社会の中で子供たちが育っていく中で、きょうの質問にございましたいじめもそうです。人権感覚をどう磨いていくかということもそうだと思います。やはり心の問題は今後とも重要視していかなければならないということは、重々お願いしているところでございます。

議長（宇津木治宣君） 町田議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） ぜひよろしく願いをいたします。随分生意気なことを言ったようで、だんだん声も大きくなってきて、これではまた罰が当たってしまうかなと思うので、なるべく小さい声にしますけれども、最後に町長にお伺いなり要望を申し上げます。

臨時・嘱託職員の問題については、ぜひ第5次玉村町総合計画の中で目標を設けてやっていただきたいと、どれぐらいの人数で減らしていくとか、あるいは児童館、保育所、幼稚園、こういったものについて1度町もやろうとしましたね。保育所の民営化といいますか、それから児童館の民営化といいますかね、やろうとして反対が多くてできなかったのですけれども、あれからもう二、三年過ぎました。したがって、もう一度その件についても検討をしていただきたいと思います。

民営化をしても幼稚園なんかすばらしい経営ができるはずですね。例えばこんなところで自分の話をして申しわけないのですが、私の孫は高南幼稚園に行っております。それですばらしい幼稚園だと私は今思っております。そういうのを、どうぞその玉村町の幼稚園の先生方にもそのところへ行って見学なりしていただいて、玉村町の幼稚園の教育の改善に役立ててもらうようにしてもらいたいし、また保護者の皆さんにはそういう私立の幼稚園でもすばらしいものがあるのだということぜひ

お伝えしていただきまして、この臨時・嘱託職員の問題は合法的であるように、なるべく早く改めて
いただきたいと思います。

以上で終わります。失礼しました。

○散 会

議長（宇津木治宣君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

議事の都合により、4日から8日までの5日間は休会といたします。なお、9日木曜日は午後2時
までに議場にご参集ください。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後4時40分散会